

くにたち国土強^{きょうじん}靱化地域計画

令和4年（2022年）6月

目次

1. はじめに.....	1
1-1) 計画の背景、目的.....	1
1-2) 計画の位置づけ	1
1-3) 計画期間	2
2. 国立市の特性、概況と潜在的リスク	3
2-1) 国立市の地域特性、概況.....	3
2-2) 被害想定	7
3. 計画の考え方	13
3-1) 計画の構成.....	13
3-2) 基本目標、事前に備えるべき目標	13
4. リスクシナリオ.....	14
起きてはならない最悪の事態の想定（リスクシナリオ）	14
5. ぜい弱性の評価及び強靱化に向けた取組	16
【目標 1 市民の命を守る】	16
【目標 2 救助、救急、医療活動等が迅速に行われる】	23
【目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する】	29
【目標 4 必要不可欠な情報機能、通信機能、情報サービスは確保する】	31
【目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない】	32
【目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる】	34
【目標 7 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない】	36
【目標 8 地域社会・経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する】	40
6. 計画の推進.....	45
6-1) 計画の推進体制	45
6-2) 計画の進捗管理	45
6-3) 国の補助金、交付金.....	45
7. 業績指標（K P I）一覧.....	46
8. 関連する計画	49
【参考文献】	50
【用語解説】	51

【別紙資料】 国土強靱化に資する国立市の事業及び活用する国の交付金・補助金一覧

1. はじめに

1-1) 計画の背景、目的

これまで日本では度重なる大災害により、様々な被害をもたらされたが、その災害から得られた教訓を踏まえて対策が強化されてきた。平成7（1995）年の阪神淡路大震災では住宅・建築物の耐震化、木造住宅密集市街地対策、インフラの耐震性強化などに着手し、平成23（2011）年の東日本大震災ではインフラ整備等のハード対策のみならず、わかりやすい防災情報の発信や避難訓練等のソフト対策を組み合わせた、総合的な対策の必要性が認識された。

国においてはこれらの経験や教訓を受け、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）が公布・施行され、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）が策定された。その後、平成30（2018）年12月には、策定後に発災した自然災害等から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、国基本計画の見直しが行われた。

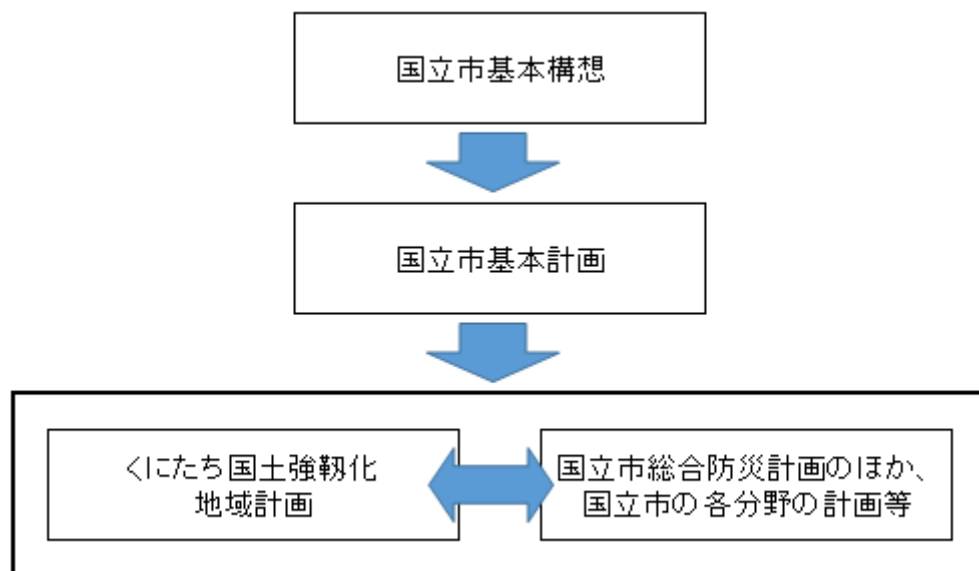
また、国土強靱化基本法第13条では、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとして規定され、東京都においても様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、「東京都国土強靱化地域計画」（以下「都地域計画」という。）が平成28（2016）年1月に策定されている。

国立市においても、立川断層帯地震や多摩直下地震等の地震災害のほか、台風や集中豪雨等の風水害・土砂災害の大規模な自然災害のリスクに備えて、被害を未然に抑える・最小に抑える減災対策、そして迅速な復旧・復興に資する取組みを推進していく必要がある。地域の特性や想定される被害を踏まえて、対応方策を明らかにし、平時から国や都、民間事業者、市民等と一体となって「強靱な地域」をつくる「安心・安全」のまちづくりをより一層推進していくため、指針となる「くにたち国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

1-2) 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、国や東京都及び国立市の諸計画と整合、調和を図りながら国土強靱化の観点から市の様々な分野に関する施策を推進するための指針となる計画である。

【くにたち国土強靱化地域計画の位置づけ】



【参考】

本計画は、市基本計画で定める31施策とSDGsの17の目標との関係性を踏まえ、特に下記項目の達成を目指すものとする。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を



17 パートナーシップで目標を達成しよう



1-3) 計画期間

本計画は、国基本計画や都地域計画等の見直しのほか、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとする。

2. 国立市の特性、概況と潜在的リスク

2-1) 国立市の地域特性、概況

自然的条件

【位置】

国立市は、都心から西26kmにあり、東京都の中央部に位置し、東は府中市、北は立川市及び国分寺市、南は多摩川を境に日野市と接する。東西2.3km、南北3.7km、面積は、8.15km²であり、26市の中では、狛江市に次いで2番目に小さな規模となっている。市役所の標高は74mである。



図1 国立市位置図

【地形・地勢】

国立市は、大きく分けて北部の立川段丘と、そこから南に向かう青柳段丘の2種類の台地と多摩川により形成された沖積地からなる地形構造を有している。

市の北部及び東北部の国分寺崖線下から南武線沿いに東西に伸びる立川段丘崖までの立川段丘が市の面積の約6割を占め、甲州街道を含む南武線以南の青柳段丘崖までの青柳段丘が市の面積の約2割を占めている。また、この青柳段丘崖の南から中央自動車道を経て多摩川までが沖積地となっており、市の面積の約2割を占めている。

一方、市の西部の矢川緑地付近から流域下水道処理場広場を経て多摩川に至る南東方向には立川断層帯がある。過去の調査等では、「断層が極めて近い将来に動く可能性は小さいと考えられる。」とされていたが、平成23(2011)年の東日本大震災以降には、地震の発生可能性が高まる恐れがあるとの見解もあり、現在も継続して調査が行われている。

また、市内の国分寺段丘及び青柳段丘崖には計16か所の土砂災害警戒区域(うち土砂災害特別警戒区域は計12箇所)が存在している。



図2 国立市の地形

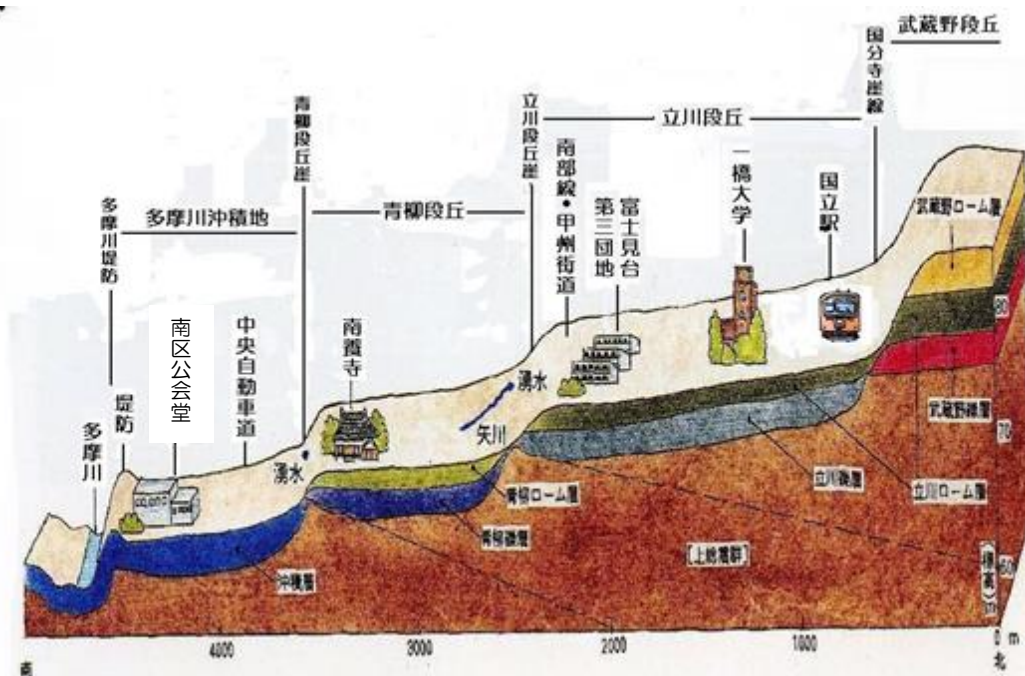


図3 国立市地形断面模式図（北北東→南南西）

【気象】

国立市の気候は、温暖な気候で夏は高温多湿、冬は寒冷少雨となっている。過去18年間のデータによると、天候は一年を通じて降雨日が108.2日で、気温は平均で15.5℃となっており、過去18年間での最高気温は38.8℃、最低気温は-8.4℃となっている。また、過去18年間の降雨量は平均1371.9mmで過去18年間での1日の最大雨量は平成31（2019）年の290.0mm、一時間あたりでは平成20（2008）年の67.5mmとなっている。

1年間の総雨量はほぼ変わらない一方、1日の最大雨量、時間の最大雨量は増大傾向にあるため、土砂災害や洪水などの災害のリスクも増大傾向である。

表1 国立市の18年間の気象状況

年	天候		気温(℃)			降雨量(mm)		
	晴・曇日数	降雨日数	最高	最低	日平均	総量	日最大	時間最大
平成14年	251	114	36.5	-4.1	15.4	1,612.0	143.0	60.5
平成15年	237	129	35.5	-6.4	14.9	1,518.5	118.5	37.0
平成16年	258	107	37.6	-2.8	16.2	1,763.5	188.0	31.5
平成17年	265	100	36.7	-5.3	15.1	1,359.0	124.5	19.0
平成18年	250	115	36.9	-6.0	15.4	1,640.5	148.0	34.0
平成19年	268	98	38.2	-3.0	15.8	1,253.0	81.0	35.5
平成20年	255	110	37.4	-5.5	15.4	1,897.5	122.5	67.5
平成21年	260	105	34.6	-5.8	15.6	1,238.0	112.0	41.0
平成22年	257	108	37.2	-5.2	15.8	1,401.5	96.5	36.0
平成23年	250	116	37.2	-6.8	15.3	1,339.5	150.0	21.5
10年間平均 (H14~H23)	255.1	110.2	36.8	-5.1	15.5	1,502.3	128.4	38.4
平成24年	260	105	36.2	-5.5	14.9	1,290.0	96.0	38.5
平成25年	268	97	38.0	-5.6	15.6	1,346.0	103.0	30.0
平成26年	259	106	35.8	-5.0	15.1	1,570.0	167.0	44.0
平成27年	251	115	37.6	-5.0	15.7	1,562.5	110.0	42.0
平成28年	252	113	38.0	-6.1	15.8	1,263.5	140.0	42.5
平成29年	265	100	37.6	-6.5	15.2	1,537.5	156.5	44.5
平成30年	271	94	38.8	-8.4	16.2	1,183.5	73.5	31.5
平成31年	250	116	36.6	-4.9	15.8	1,718.0	290.5	37.0
8年間平均 (H24~H31)	259.5	105.8	37.3	-5.9	15.5	1,433.9	142.1	38.8
18年間平均 (H14~H31)	257.1	108.2	37.0	-5.4	15.5	1,471.9	134.5	38.5

資料：天候・降雨量については「東京都下水道事業年報」東京都下水道局北多摩二号水再生センターのデータ
気温については気象庁HP発表によるデータ

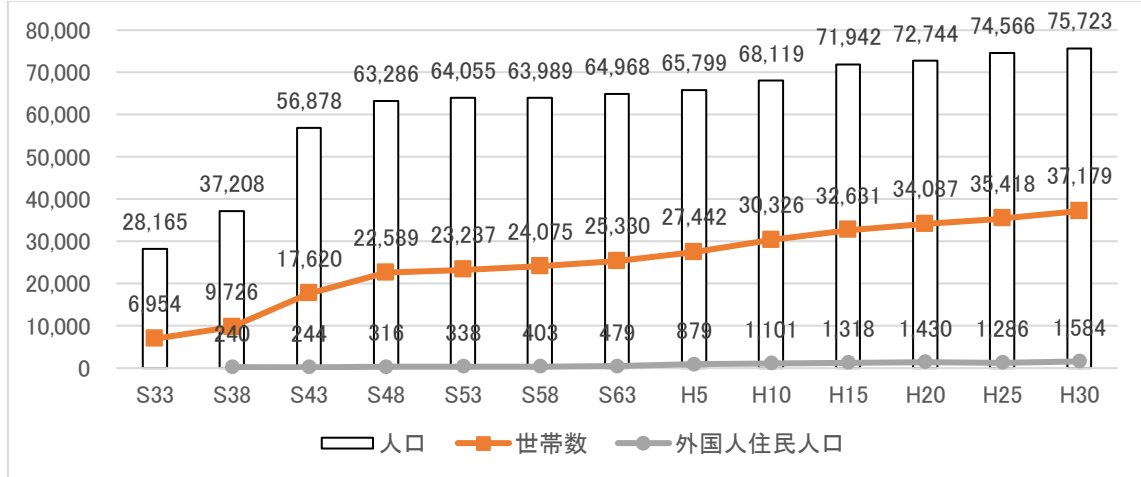
社会的条件

【人口】

市の人口は増加傾向にあり、令和3（2021）年1月1日現在で76,371人、世帯数は38,642世帯、65歳以上人口は18,008人で人口の約2割を占め、うち75歳以上人口は9,290人で約1割を占めている。

また、外国人住民人口は平成31（2019）年1月1日時点で1,706人と増加傾向にある。

表2 国立市人口推移

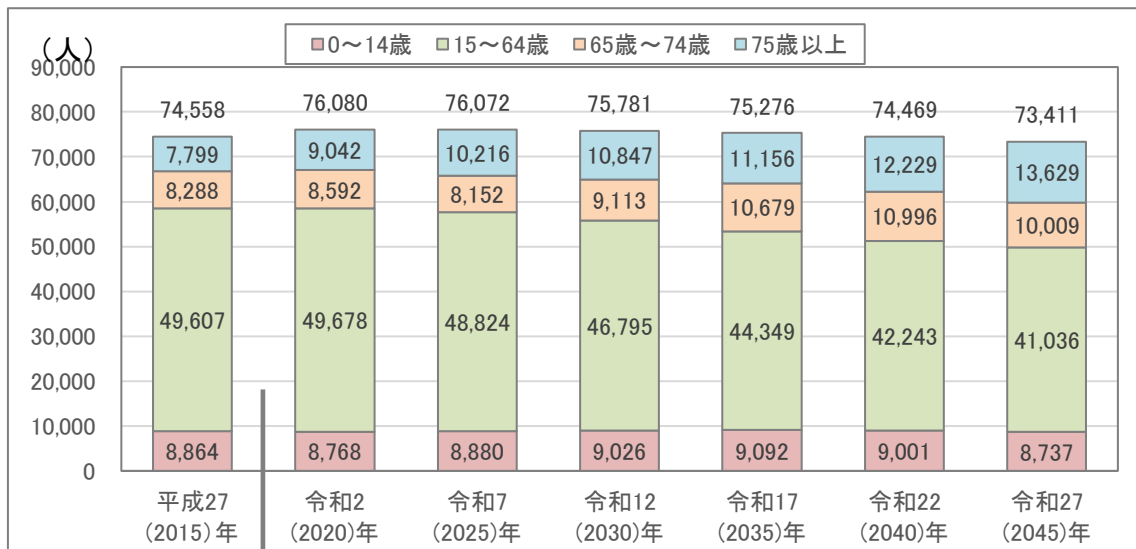


「統計くにたち」より(市民課各年1月1日データ)

※外国人住民人口は、外国人登録制度の廃止に伴い、平成24(2012)年7月までは外国人登録者数、平成24(2012)年8月からは住民基本台帳の人口による。

なお、住民基本台帳人口に基づいた人口推計の結果では、このままの状況で推移した場合、今後国立市の人口は令和7（2025）年まで横ばいで推移した後、減少に転じ、令和27（2045）年には約73,000人になると見込まれる。その内訳をみると、地域の経済社会を支える中心的な世代ともいえる生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向で推移するのに対し、老年人口（65歳以上）が一貫して増え続け、令和27（2045）年には高齢化率が32.2%まで上昇する。

表3 将来人口の推計結果



実績値 ← → 推計値
「国立市第5期基本構想第2次基本計画」より

【昼夜間人口】

昼間人口は72,066人で、夜間人口を100とした場合の昼間人口を表す昼間人口指数は、平成7（1995）年以降97～99と変化傾向はみられず、昼間、流入する人に比べ、流出する人が僅かではあるが、多くなっていることを示している。（平成27（2015）年国勢調査）

【交通】

市内を通る主要幹線道路は、中央自動車道、国道20号線（日野バイパス）、都道である主要地方道20号線（府中相模原線）、主要地方道43号線（立川東大和線）、145号線（旭通り、富士見台通りの一部）、146号線（大学通り）、256号線（甲州街道）がある。

また、鉄道については、北部を東西方向にJR中央線及び中央部を西北西方向にJR南武線が通っており、都心へのアクセスが良好である。

2-2) 被害想定

地震災害

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災は日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、関東にまで及ぶ広範囲にわたり甚大な被害をもたらした。発災から10年が経過し、その間にも熊本、北海道胆振東部、大阪北部など日本各地で地震が発生し、多くの被害をもたらしている。

国立市総合防災計画では、地震による被害想定として市内の被害合計が最大となる立川断層帯地震の想定を前提としている。この立川断層帯地震では、市内ほぼ全域が震度6強（一部震度7）となり、倒壊による建物被害が生じるほか、冬の夕方18時、風速8m/秒といった気象条件は火気器具の利用が多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が多くなるとともに、延焼リスクが高くなることが想定されている。

また、公共交通機関の運行停止に伴って帰宅困難者が多く発生することも想定されている。

表4 立川断層帯地震による被害想定【M7.3 冬の夕方18時 風速8m/秒】

		国立市	多摩地域	東京都	
震度別面積率	5弱以下	0.0%	28.6%	28.9%	
	5強	0.0%	19.9%	34.7%	
	6弱	0.0%	22.5%	17.5%	
	6強	99.9%	27.0%	17.6%	
	7	0.1%	2.0%	1.3%	
原因別建物全壊棟数	ゆれ	1,113	33,974	34,399	
	液状化	0	17	20	
	急傾斜地崩壊	6	946	988	
	計	1,119	34,936	35,407	
ゆれ建物全壊棟数	木造	970	30,080	30,443	
	非木造	143	3,894	3,956	
火災	出火件数	8	265	308	
	焼失棟数(倒壊棟数含む)	3,143	48,850	53,302	
	焼失棟数(倒壊棟数含まない)	2,834	45,883	50,328	
人的被害	死者数	ゆれ・液状化建物被害	43	1,403	1,417
		急傾斜地崩壊	0	62	66
		火災	60	973	1,056
		ブロック塀等	0	21	42
		落下物	0	1	1
		計	104	2,460	2,582
		屋内収容物(参考値)	2	63	119
	負傷者数	ゆれ・液状化建物被害	727	23,950	26,183
		急傾斜地崩壊	0	78	82
		火災	235	3,649	3,922
		ブロック塀等	14	727	1,453
		落下物	1	48	49
		計	977	28,452	31,690
		屋内収容物(参考値)	36	1,315	2,226
避難者数(1日後)		42,407	899,086	1,007,138	
帰宅困難者数		18,218	923,490	4,714,314	
エレベーター閉じ込め台数		6	775	2,308	
要援護者死者数		57	1,328	1,412	
自力脱出困難者数		559	11,189	11,320	
がれき(万t)		35	1,080	1,166	
ライフライン	電力停電率	32.5%			
	通信不通率	21.4%			
	ガス供給停止率	0~100%			
	上水道断水率	69.0%			
	下水道管渠被害率	19.3%			

「東京都地域防災計画 震災編」より

風水害

近年、日本国内の大雨及び短時間強雨の発生頻度は増加している。この10年においては、平成26（2014）年の広島での線状降水帯による集中豪雨、土砂災害をはじめ、毎年のように水害による家屋の被害、人的被害が発生している。国立市においても、一日最大雨量は増加傾向にある。

台風の規模においては、気象庁によると日本への接近数、上陸数に長期的な変化傾向はみられず、強度においても変化傾向はみられないが、台風の強度が最大となる緯度がやや高緯度へ移動する傾向がみられ、日本付近の台風の強度が高まり、個々の台風の降水量が増加すると予測されている。（「日本の気候変動2020大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書」より）国立市においても、令和元（2019）年に発生した東日本台風（台風19号）による大雨の影響により、床上浸水1件、床下浸水1件の被害が生じている。この台風については、市内を流れる多摩川の下流域において氾濫が発生したということもあり、水害に対する危機意識が高まるきっかけとなった。

国立市における風水害のリスクについては、洪水ハザードマップ（想定降雨量が2日間総雨量588mmの大雨の場合、多摩川の洪水による越水被害や堤防決壊、集中豪雨による市内の浸水被害を想定）、内水ハザードマップ（時間最大雨量157mm、1日の総雨量690mmを想定した大雨の場合、市内各所で内水氾濫の被害を想定）、土砂災害ハザードマップを作成し、市民及び事業者等に周知、広報している。

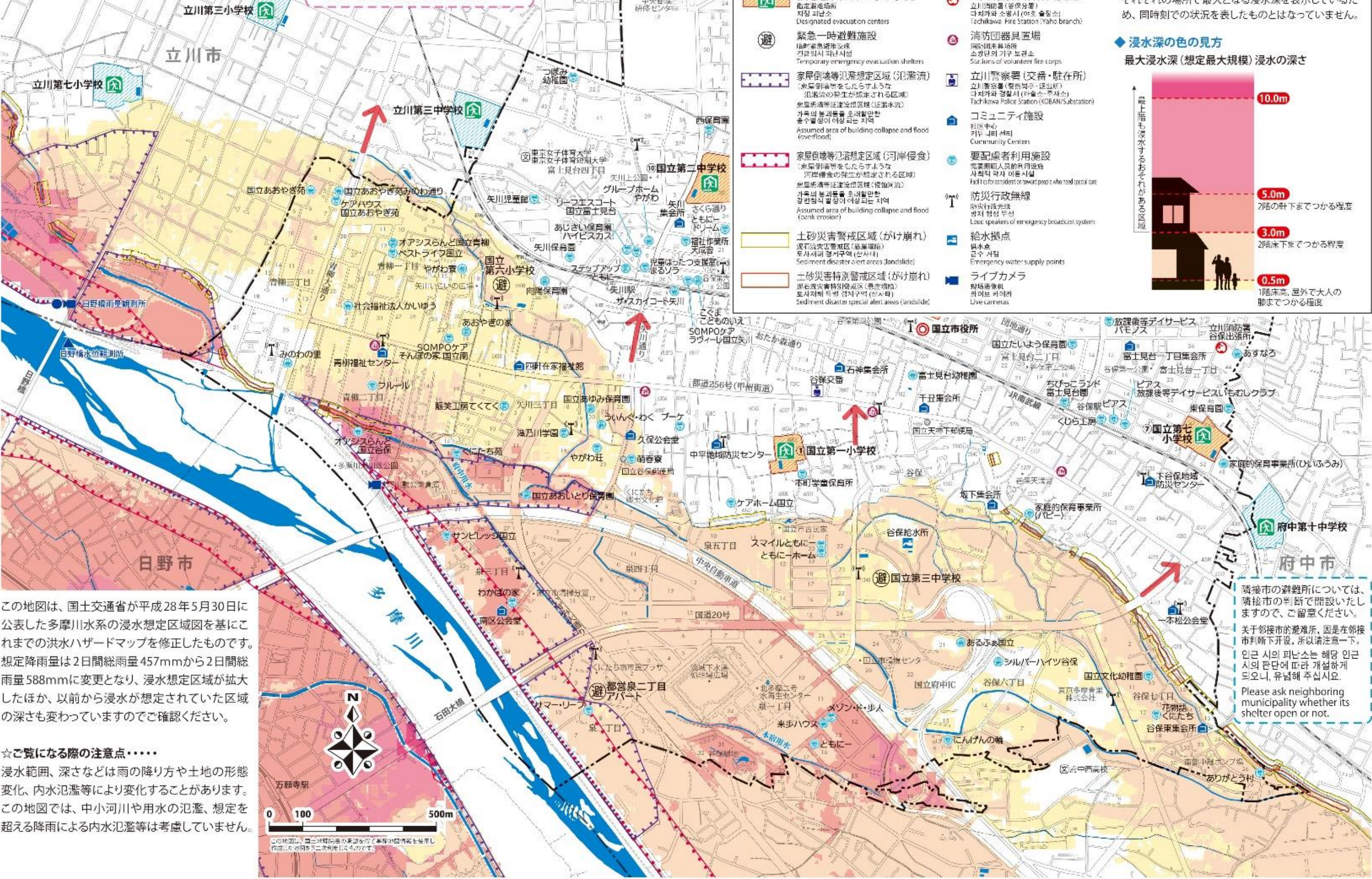
洪水ハザードマップ

多摩川洪水ハザードマップ (外水氾濫)

洪水危険区図 홍수 위험 지도 Flood hazard map

◆ 逃げ遅れたら高い場所へ

- 水深が膝上まである場合は危険です。高い場所へ避難し救援を待ちましょう。
- 避難途中に逃げ込み場所として国立第六小学校、国立第三中学校、都宮泉二丁目アパートを緊急一時避難施設に指定しています。



凡例	범례	legend
← 避難方向 避難方向 피난방향 Direction of evacuation	←	避難方向 피난방향 Direction of evacuation
指定避難所 (市立小中学校) 指定避難場所 지정 피난소 Designated evacuation centers	指定避難所	指定避難場所 지정 피난소 Designated evacuation centers
緊急一時避難施設 臨時緊急避難設備 기급 일시 피난시설 Temporary emergency evacuation shelters	緊急一時避難施設	臨時緊急避難設備 기급 일시 피난시설 Temporary emergency evacuation shelters
家屋倒壊等氾濫想定区域 (汎濫流) 家屋倒壊等をもたらすような 汎濫流の発生が想定される区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 (泛濫水流) 가옥의 붕괴를 초래할만한 홍수의 발생이 예상되는 지역 Assumed area of building collapse and flood (overflow)	家屋倒壊等氾濫想定区域 (汎濫流)	家屋倒壊等をもたらすような 汎濫流の発生が想定される区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 (泛濫水流) 가옥의 붕괴를 초래할만한 홍수의 발생이 예상되는 지역 Assumed area of building collapse and flood (overflow)
家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食) 家屋倒壊等をもたらすような 河岸侵食の発生が想定される区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵蝕) 가옥의 붕괴를 초래할만한 강변침식 발생이 예상되는 지역 Assumed area of building collapse and flood (bank erosion)	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)	家屋倒壊等をもたらすような 河岸侵食の発生が想定される区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵蝕) 가옥의 붕괴를 초래할만한 강변침식 발생이 예상되는 지역 Assumed area of building collapse and flood (bank erosion)
土砂災害警戒区域 (がけ崩れ) 土石災害警戒区域 (急傾斜地) 토사재해 위험 지역 (산사태) Sediment disaster alert areas (landslide)	土砂災害警戒区域 (がけ崩れ)	土石災害警戒区域 (急傾斜地) 토사재해 위험 지역 (산사태) Sediment disaster alert areas (landslide)
土砂災害特別警戒区域 (がけ崩れ) 土石災害特別警戒区域 (急傾斜地) 토사재해 특별 위험 지역 (산사태) Sediment disaster special alert areas (landslide)	土砂災害特別警戒区域 (がけ崩れ)	土石災害特別警戒区域 (急傾斜地) 토사재해 특별 위험 지역 (산사태) Sediment disaster special alert areas (landslide)
市役所 (災害対策本部) 市役所 (災害対策本部) 시청 (재난대책본부) City Hall (Disaster management headquarters)	市役所 (災害対策本部)	市役所 (災害対策本部) 시청 (재난대책본부) City Hall (Disaster management headquarters)
立川消防署 (谷保出張所) 立川消防署 (谷保分署) 다치카와 소방서 (곡보 출장소) Tachikawa Fire Station (Yaho branch)	立川消防署 (谷保出張所)	立川消防署 (谷保分署) 다치카와 소방서 (곡보 출장소) Tachikawa Fire Station (Yaho branch)
消防団器具置場 消防団器具置場 소방단의 기구 보관소 Stations of volunteer fire corps	消防団器具置場	消防団器具置場 소방단의 기구 보관소 Stations of volunteer fire corps
立川警察署 (交番・駐在所) 立川警察署 (警務局・派出所) 다치카와 경찰서 (교반소·주사소) Tachikawa Police Station (KOBAN/Substation)	立川警察署 (交番・駐在所)	立川警察署 (警務局・派出所) 다치카와 경찰서 (교반소·주사소) Tachikawa Police Station (KOBAN/Substation)
コミュニティ施設 社区中心 커뮤니티 센터 Community Centers	コミュニティ施設	社区中心 커뮤니티 센터 Community Centers
要配慮者利用施設 需要配慮者利用施設 사회의 취약 계층 이용시설 Facility for resident or townsperson who need special care	要配慮者利用施設	需要配慮者利用施設 사회의 취약 계층 이용시설 Facility for resident or townsperson who need special care
防災行政無線 防災行政無線 방재 행정 무선 Emergency broadcast system	防災行政無線	防災行政無線 방재 행정 무선 Emergency broadcast system
給水拠点 供水点 급수 시설 Emergency water supply points	給水拠点	供水点 급수 시설 Emergency water supply points
ライブカメラ 現場直播機 라이브 카메라 Live cameras	ライブカメラ	現場直播機 라이브 카메라 Live cameras

◆ 浸水深メッシュについて

- 浸水の深さを計算するときは、約5m四方の平均地盤高を基準としています。
- 浸水深は時刻によって変化しますが、この地図では、それぞれの場所で最大となる浸水深を表示しているため、同時刻での状況を表したものではありません。

◆ 浸水深の色の見方

最大浸水深 (想定最大規模) 浸水の深さ

- 10.0m 2階以上まで浸水するおそれがある区域
- 5.0m 2階の軒下までつかる程度
- 3.0m 2階床下までつかる程度
- 0.5m 1階床高、扉外で大人の膝までつかる程度

この地図は、国土交通省が平成28年5月30日に公表した多摩川水系の浸水想定区域図を基にこれまでの洪水ハザードマップを修正したものです。想定降雨量は2日間総雨量457mmから2日間総雨量588mmに変更となり、浸水想定区域が拡大したほか、以前から浸水が想定されていた区域の深さも変わっていますのでご確認ください。

☆ご覧になる際の注意点……

浸水範囲、深さなどは雨の降り方や土地の形態変化、内水氾濫等により変化することがあります。この地図では、中小河川や用水の氾濫、想定を超える降雨による内水氾濫等は考慮していません。

隣接市の避難所については、隣接市の判断で開設いたしますので、ご注意ください。

关于邻接市的避难所，因是在邻接市判断下开设，所以请注意一下， 인근 시의 피난소는 해당 인근 시의 판단에 따라 개설하게 되오니, 유념해 주십시오.

Please ask neighboring municipality whether its shelter open or not.

図4 洪水ハザードマップ

内水ハザードマップ

内水災害危険区図 내수침수 위험 지도 Inland water hazard map

この地図は、国立市に大雨が降った場合に、この降雨を下水道に排水しきることができずに発生する浸水（「内水浸水」といいます）について、その想定される水深を表示したもので、令和3年4月に公表した国立市内水浸水想定区域図を基に作成したものです。国立市全域に、想定し得る最大規模の降雨（時間最大雨量153mm 総雨量690mm/日）があった場合を想定しています。浸水深メッシュは約10m四方です。

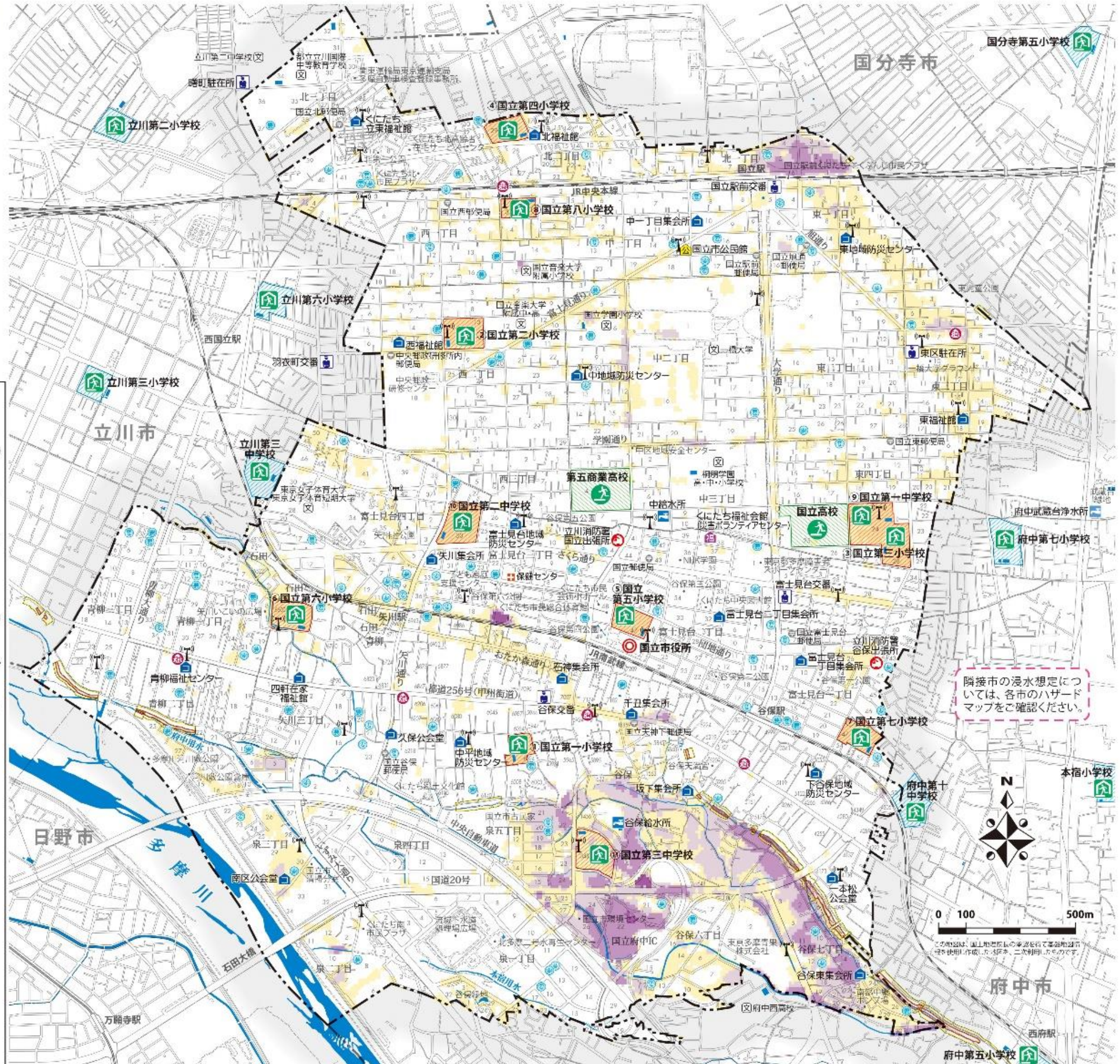
☆ご覧になる際の注意点……

浸水範囲、深さなどは雨の降り方や土地の形態変化等により変化することがあります。また、落ち葉や土砂による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは反映しきれないため、注意してください。

凡例	凡例	범례	legend
	指定避難所（市立小中学校） 指定避難場所 지정 피난소 Designated evacuation centers		指定緊急避難場所（内水浸水） 指定緊急避難場所（内水浸水） 지정 긴급 피난장소 (내수 침수) Safety evacuation areas (inland water flood)
	隣接市避難所 隣接市避難場所 인접 도시 피난소 Evacuation centers of neighboring cities		コミュニティ施設 （地域防災センター、 地域福祉センター、 地域集会所等） Community Centers （地域防災センター、 地域福祉センター、 地域集会所等）
	土砂災害警戒区域（がけ崩れ） 土石流災害警戒区域（最急傾斜） 토사재해 경계구역 (산사태) Sediment disaster alert areas (landslide)		福祉会館（災害ボランティアセンター） 福祉会館（災害ボランティアセンター） 복지회관 (산재 자원봉사 센터) Welfare hall (Disaster Volunteer Center)
	土砂災害特別警戒区域（がけ崩れ） 土石流災害特別警戒区域（最急傾斜） 토사재해 특별 경계구역 (산사태) Sediment disaster special alert areas (landslide)		公民館（外国人災害時支援センター） 公民館（外国人災害時支援センター） 공민관 (외국인 재난 지원 센터) Community center （Disaster support center for non-Japanese）
	市役所（災害対策本部） 市役所（災害対策本部） 시청 (재난 대책본부) City hall (Disaster management headquarter)		防災行政無線 防災行政無線 방재 행정 무선 Loud speakers of emergency broadcast system
	立川消防署（国立・谷保出張所） 立川消防署（国立・谷保出張所） 다치카와 소방서 (국립·야호 출장소) Tachikawa Fire Station (Sanjuchi & Yaho branch)		給水拠点 給水点 급수 노점 Emergency water supply points
	消防団器具置場 消防団器具置場 소방단의 기구 보관소 Stations of volunteer fire corps		

◆ 浸水深の色の見方
最大浸水深（想定最大規模） 浸水の深さ

- 3.0m 2階床下までつかる程度
- 2.0m
- 1.0m
- 0.5m 1階床高、屋外で大人の膝までつかる程度
- 0.1m



隣接市の浸水想定については、各市のハザードマップをご確認ください。

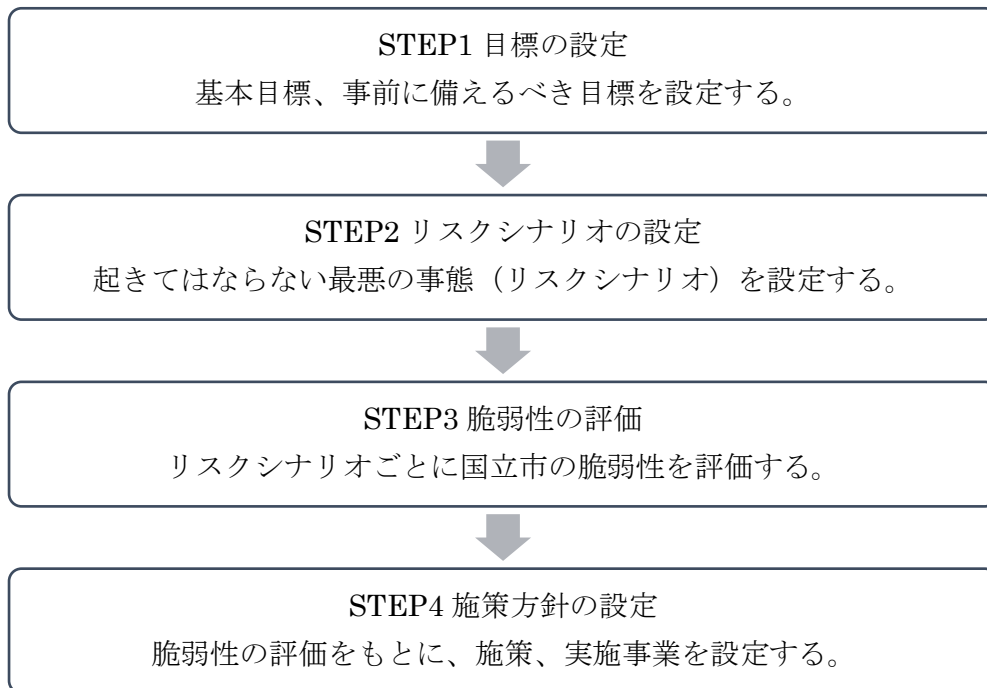
図5 内水ハザードマップ



図6 土砂災害ハザードマップ

3. 計画の考え方

3-1) 計画の構成



3-2) 基本目標、事前に備えるべき目標

本計画における基本目標及び事前に備えるべき目標は、国基本計画及び都地域計画と調和を図るとともに、国立市の地域特性やリスクを踏まえ、以下のとおり設定する。

【強靱化の基本目標】

- ① 人命の保護を最大限に図る
- ② 市民及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けることなく維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 災害発生後の迅速な復旧・復興

【事前に備えるべき目標】

- 目標 1 市民の命を守る
- 目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速におこなわれる
- 目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 目標 4 必要不可欠な情報機能、通信機能、情報サービスは確保する
- 目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

目標 7 二次災害の抑制、制御不能な複合災害、二次災害を発生させない

目標 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4. リスクシナリオ

起きてはならない最悪の事態の想定（リスクシナリオ）

基本目標及び事前に備えるべき目標をもとに、国立市の地域特性等を踏まえ、以下の20項目を設定した。

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)
目標 1 市民の命を守る		1-1	住宅・建築・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地、木造住宅密集地域や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生
		1-3	風水害による広域かつ長期的な市街地等の浸水、洪水等による死傷者の発生
		1-4	土砂災害等による死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速におこなわれる		2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	救助、救急、医療活動等の施設、関係者の絶対的不足、救急活動等の機能まひ
		2-3	想定を超える多数かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	被災地における疫病・感染症等の発生
目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する		3-1	職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下
目標 4 必要不可欠な情報機能、通信機能、情報サービスは確保する		4-1	必要な情報収集、発信の不備、遅滞、テレビ・ラジオ放送の中断等により、市民の避難行動や救助が遅れる、必要な者に伝達できない事態
目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない		5-1	エネルギー供給の停止や物流ルートの途絶によるサプライチェーン寸断等による企業の生産力低下

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)
目標 6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・ガス・上下水道の施設、設備の破損による供給、機能停止
		6-2	地域における交通ネットワークが分断する事態
目標 7	二次災害の抑制、制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建築物等による直接的な被害及び交通まひ
		7-3	避難所やプレハブ等の生活により、被災者の健康状態が悪化する事態
目標 8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-3	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

5. ぜい弱性の評価及び強靱化に向けた取組

【目標 1 市民の命を守る】

<p>リスクシナリオ</p>	<p>1-1) 住宅・建築・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生</p>
<p>現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）</p>	<p><民間建築物の耐震性等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間特定建築物や住宅の耐震化については、国立市耐震改修促進計画に基づき進めている。 ・屋外広告物等の工作物の落下による死傷者を減らすための対策が必要である。 ・実態調査により、管理不全な空き家が地域を問わず確認されている。 <p><公共施設等の管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に避難所や活動拠点となる公共施設については、耐震診断及び耐震改修が済んでいるが、老朽化している施設が多いことから、大規模な改修や建て替え等の対策が必要な状況となっている。 ・国立市立第二小学校、国立市立学校給食センターについては、老朽化による建て替え事業を進めている。 ・指定避難所となる市立小中学校では、全校が体育館を含め耐震改修が完了しており、平成28（2016）年度から順次、校舎の非構造部材耐震化対策改修を実施している。 <p><道路等の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時輸送道路等の機能を有する都市計画道路の整備が遅れており、さらに、狭あい道路や災害時輸送道路沿道の建築物等（ブロック塀含む。）が倒壊することで緊急車両が通行困難になる可能性がある。 ・無電柱化が遅れている。 <p><地域における防災力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業所等を対象とした防災訓練や出前講座等を実施することで防災意識を啓発し、地域防災力の向上を図っていくことが必要である。 ・家具類の転倒、落下、移動等による死傷者を減らすための対策が必要である。
<p>推進方針、方策、施策</p>	<p>【災害に強いまちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまちづくりを進めるため、市街地開発事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、密集市街地総合防災事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等を

	<p>推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備を図るとともに、災害時輸送道路沿道の建築物等の耐震化やブロック塀等の倒壊防止、無電柱化を推進する。 ・公立小中学校の校舎、体育館の非構造部材の耐震化を進め、防災上重要な公共施設の設備等の適正な維持管理を計画的に進めるとともに、災害時に使用することを想定した整備を図る。 ・空き家の適正な管理を所有者等に促す。 <p>【防災意識の醸成・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業所等を対象とした防災訓練や出前講座等を実施することで防災意識を啓発し、地域防災力の向上を図る取組みを充実させる。 ・屋内での防災対策として、低価格で屋内に設置できる簡易シェルターの導入や家具転倒防止器具の設置等、屋内の安全性を確保する取組みを推進する。 	
<p>取り組むべき主な事業 主管課</p>	<p>民間の木造戸建、共同住宅の耐震化、耐震化支援</p>	<p>都市計画課</p>
	<p>公共施設の更新、再整備、非構造部材の耐震化</p>	<p>建築営繕課 教育総務課</p>
	<p>学校給食センターの建て替え</p>	<p>新学校給食センター 開設準備室</p>
	<p>屋外広告物等の更新の指導等</p>	<p>道路交通課</p>
	<p>都市計画道路、災害時輸送道路等の整備</p>	<p>都市計画課 道路交通課</p>
	<p>狭あい道路の拡幅整備</p>	<p>道路交通課 南部地域まちづくり課</p>
	<p>災害時輸送道路等沿道の建築物の耐震化</p>	<p>都市計画課</p>
	<p>ブロック塀等の撤去助成事業</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>生垣化助成事業</p>	<p>環境政策課</p>
	<p>無電柱化の推進</p>	<p>道路交通課</p>
	<p>空き家の適正管理の促進</p>	<p>まちの振興課</p>
	<p>防災意識の啓発、防災教育、各種防災訓練の実施</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>シェルターの啓発、導入への補助等新規事業の検討</p>	<p>高齢者支援課</p>
	<p>家具転倒防止対策の促進</p>	<p>防災安全課</p>

リスクシナリオ	1-2) 密集市街地、木造住宅密集地域や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生	
現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）	<p><密集市街地の防災対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集市街地の大規模な火災を未然に防ぐため、延焼防止に関する取組みを推進していく必要がある。 ・道路の幅員が狭あいであることから、緊急車両の通行が困難となる地域がある。 ・消防活動に必要な消防水利を充実させる必要がある。 <p><地域における防災力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震危険度測定調査に基づき、火災危険度ランク 2 以上の地域を中心に火災防止や初期消火対策に関する啓発を強化していく必要がある。 ・消防団や自主防災組織等（以下「地域の防災組織」という。）の地域防災力を高めていくことが必要である。 	
推進方針、方策、施策	<p>【災害に強いまちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまちづくりを進めるため、市街地開発事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、密集市街地総合防災事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等を推進する。 ・公共施設の新設や開発行為等に併せて消防水利の充実を図る。 <p>【オープンスペース等の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延焼遮断の機能も持つ都市計画道路等の整備を図るとともに、延焼防止のためのオープンスペース（公園・グラウンド・農地・緑地等）の維持管理、確保に努める。 <p>【防災意識の醸成・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立川消防署などの関係機関と連携を強化し、研修や訓練を重ねることで地域の防災組織の育成に努め、地域防災力を高める。 ・住宅内火災抑制のため、住宅用消火器や感震ブレーカー等の防災機器の普及啓発に努め、火災予防活動を推進する。 	
取り組むべき主な事業 主管課	オープンスペースの維持管理、確保	政策経営課 道路交通課 環境政策課 南部地域まちづくり課
	都市計画道路、災害輸送道路等の整備【再】	都市計画課 道路交通課
	狭あい道路の拡幅整備【再】	道路交通課 南部地域まちづくり課

	住宅用火災警報器の設置、交換の広報	防災安全課
	住宅用消火器、感震ブレーカーの設置助成事業の普及啓発	防災安全課
	地域配備消火器の設置	防災安全課
	防火防災診断の普及啓発	防災安全課
	消防水利の整備、維持管理	防災安全課
	自主防災組織の活動支援及び組織結成の促進	防災安全課
	消防団の活動備品の充実、活動マニュアルの作成及び更新	防災安全課
	関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施	防災安全課
	防災意識の啓発、防災教育、各種防災訓練の実施【再】	防災安全課

リスクシナリオ	1-3) 風水害による広域かつ長期的な市街地等の浸水、洪水等による死傷者の発生
現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）	<p><雨水対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水管の未整備地域がある。 <p><要配慮者の避難支援体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外水、内水の浸水想定区域内の市民が適切な避難行動をとるための訓練等の実施や、要配慮者等への避難支援の仕組みが必要である。 ・浸水想定区域内の要配慮者施設が実効性のある避難確保計画を作成するとともに訓練等の実施について支援していく必要がある。 <p><情報収集・発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害は事前の備えや対応が可能であるため、適切な情報提供及び提供された情報に基づく適切な判断が求められる。 ・暴風時には防災行政無線が聞こえにくいといった状況が生じてしまうため、これを補完する情報伝達手段が必要である。
推進方針、方策、施策	<p>【雨水浸透対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水管の整備を進めるとともに、開発行為等に併せて浸水想定区域内に雨水流出抑制施設の設置を指導していく。 <p>【要配慮者の避難対策の推進】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援体制の構築を図る。 ・浸水想定区域内の要配慮者施設における避難確保計画の作成や訓練等を支援していく。 <p>【防災意識の醸成・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の適切な避難行動につなげるため、ハザードマップやマイ・タイムラインを普及啓発するとともに、出前講座等を実施していくほか、過去の災害対応の検証結果を踏まえ、自治会、町内会、自主防災組織等との連携強化を図る。 <p>【情報提供手段の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の「聞こえづらい」を補完し、情報発信力の強化を図り、適切な避難行動につなげる。
--	---

取り組むべき主な事業 主管課	雨水管の整備、雨水浸透施設の設置助成及び指導	下水道課
	要配慮者の避難支援事業	福祉総務課 高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課 防災安全課
	避難確保計画の作成支援及び訓練支援	福祉総務課 高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課 防災安全課
	ハザードマップの周知徹底、マイ・タイムラインの普及啓発	防災安全課
	防災意識の啓発、防災教育、各種防災訓練の実施【再】	防災安全課
	関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施【再】	防災安全課
	河川水位等の定期的な画像情報の発信	防災安全課
	防災行政無線テレホンサービスの周知	防災安全課
	情報発信体制の強化、発信ツールの多様化	防災安全課
	市災害対策本部の本部機能の強化	防災安全課

リスクシナリオ	1-4) 土砂災害等による死傷者の発生
現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）	<p><土砂災害警戒区域内における安全対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の土砂災害警戒区域は、公有地と民有地が混在している土地が多く、ハード面の対策が図りにくい。

	<p><要配慮者の避難支援体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害区域内の市民が適切な避難行動をとるための訓練等の実施や要配慮者等への避難支援の仕組みが必要である。また、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設が実効性のある避難確保計画を作成し、訓練等を行えるように支援していく必要がある。 <p><情報収集・発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害は事前の備えや対応が可能であるため、適切な情報提供及び提供された情報に基づく適切な判断が求められる。 ・暴風時には防災行政無線が聞こえにくいといった状況が生じてしまうため、これを補完する情報伝達手段が必要である。 	
<p>推進方針、方策、施策</p>	<p>【土砂災害警戒区域等の安全対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域の安全対策（公有地化、整備工事等）を推進していく。 <p>【要配慮者の避難対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援体制の構築を図る。 ・土砂災害区域内の要配慮者施設における避難確保計画の作成や訓練等を支援していく。 <p>【防災意識の醸成・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の適切な避難行動につなげるため、ハザードマップやマイ・タイムラインを普及啓発するとともに、出前講座等を実施していくほか、過去の災害対応の検証結果を踏まえ、自治会、町内会、自主防災組織等との連携強化を図る。 <p>【情報提供手段の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の「聞こえづらい」を補完し、情報発信力の強化を図り、適切な避難行動につなげる。 	
<p>取り組むべき主な事業 主管課</p>	<p>土砂災害区域の公有地化、維持管理</p>	<p>環境政策課</p>
	<p>要配慮者の避難支援事業【再】</p>	<p>福祉総務課 高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課 防災安全課</p>
	<p>避難確保計画の作成支援及び訓練支援【再】</p>	<p>福祉総務課 高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課 防災安全課</p>
	<p>ハザードマップの周知徹底、マイ・タイムラインの普及啓発【再】</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>防災意識の啓発、防災教育、各種防災訓練</p>	<p>防災安全課</p>

	の実施【再】	
	関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施【再】	防災安全課
	防災行政無線テレホンサービスの周知	防災安全課
	情報発信体制の強化、発信ツールの多様化【再】	防災安全課
	市災害対策本部の本部機能の強化	防災安全課

リスクシナリオ	1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）	<p><情報収集・発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発災直後の混乱時には、迅速な情報伝達が困難になる可能性が想定される。 ・市民へ適切な災害情報を提供するため、市ホームページ、くにたちメール配信、Twitter、LINE 等の様々な情報提供手段を活用するとともに、迅速かつ誰もがわかりやすい表現を用いることで的確に情報提供するよう改善に取り組んで行く必要がある。 ・要配慮者等のニーズに対する多様な情報提供手段についても確保していく必要がある。 ・市報等の市の発行物が多言語対応していない。 <p><要配慮者の避難支援体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者施設と連携し、適切に情報が伝達される環境を整備する必要がある。 <p><地域における防災力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、町内会、自主防災組織等、地域での自助・共助に取り組む担い手の育成が必要である。
推進方針、方策、施策	<p>【情報提供手段の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報を迅速かつ正確に提供する体制を構築するほか、効果的な情報伝達手段を検討していく。 ・高齢者、しょうがいしゃ、外国人等、要配慮者のニーズに対応した情報伝達手段を検討していく。 <p>【要配慮者の避難対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援体制の構築を図る。 <p>【防災意識の醸成・地域防災力の向上】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における組織的な防災活動の必要性について啓発し、自治会、町内会、自主防災組織等の活動実態に即した支援を推進していく。

取り組むべき主な事業 主管課	情報発信体制の強化、発信ツールの多様化 【再】	防災安全課 広報担当 しょうがいしゃ支援課
	多言語対応を含む新たな情報発信ツール 等の検討	防災安全課 広報担当
	やさしい日本語による情報発信	まちの振興課
	要配慮者の避難支援事業【再】	福祉総務課 高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課 防災安全課
	避難確保計画の作成支援及び訓練支援 【再】	福祉総務課 高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課 防災安全課
	防災意識の啓発、防災教育、各種防災訓練 の実施【再】	防災安全課

【目標 2 救助、救急、医療活動等が迅速に行われる】

リスクシナリオ	2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
現状・ぜい弱性評価（現在の 施策、事業の進捗状況等）	<p><物資輸送ルート></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時輸送道路等の機能を有する都市計画道路の整備が遅れており、さらに、災害時輸送道路沿道の建築物等が崩壊することで、物資の輸送を妨げるリスクが想定される。 <p><食料・日用品・飲料水等の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震に伴う流通の停滞により、食料や生活必需品等が不足するリスクが想定される。 ・発災時に必要な物資を迅速に調達するため、平時より災害時応援協定事業者（以下「協定事業者」という。）との連絡体制及び調達手順を確認し、運用体制の整備を図っていく必要がある。 ・物資調達に関連する協定事業者の拡充を図っていく必要がある。特に、要配慮者のニーズに応じた備蓄品を確保していく必要がある。 ・中給水所及び谷保給水所において、担当部署及び協定事業者が応急給水を円滑に実施できるように平時より連携し、資器材の使用方法について習熟しておく必要がある。 ・国、東京都、協定事業者からの提供物資の受け入れについて、

	<p>現状では十分な備蓄スペースを確保できない状況が想定される。</p> <p><地域における防災力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅避難、分散避難を推進するため、家庭内備蓄や事業所内備蓄について防災訓練や出前講座等の機会を活用し周知する必要がある。 	
<p>推進方針、方策、施策</p>	<p>【災害に強いまちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時輸送道路や都市計画道路の整備を図るとともに、沿道の建築物等の耐震化やブロック塀等の倒壊防止に関する取組みを推進していく。 <p>【備蓄品等の確保、充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、東京都、関係機関との連携のほか、災害時応援協定を活用した物資調達体制を整備していく。また、物資集積拠点からの輸送路及び輸送手段を検討していく。 ・市の備蓄計画に基づき、備蓄数量の確保に努めるほか、備蓄品目の充実についても検討していく。ただし、備蓄スペースが狭あい化しているため、スペースの拡大や新設を検討していく。 ・応急給水資機材の操作習熟に努め、東京都、協定事業者等との研修や訓練を実施することで飲料水の適切な調達、供給体制の確保に努める。 ・建て替え事業を進めている国立市立学校給食センターについては、食材の備蓄や災害時の炊き出し機能など、災害時の活用を想定した施設整備を行う。 <p>【防災意識の醸成・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業所等における備蓄の確保、充実及び定期的な更新について市報や出前講座等を通じて周知していく。 	
<p>取り組むべき主な事業 主管課</p>	<p>都市計画道路、災害時輸送道路等の整備 【再】</p>	<p>都市計画課 道路交通課</p>
	<p>災害時輸送道路等沿道の建築物の耐震化 【再】</p>	<p>都市計画課</p>
	<p>ブロック塀等の撤去助成事業 【再】</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>生垣化助成事業 【再】</p>	<p>環境政策課</p>
	<p>国、東京都、協定事業者からの物資調達体制の整備、スキームの確立</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>備蓄計画の更新、品目の検討、確保、備蓄倉庫の拡大及び新設</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>応急給水訓練の実施、体制の構築</p>	<p>防災安全課</p>

	学校給食センターの建て替え【再】	新学校給食センター 開設準備室
	防災意識の啓発、防災教育、各種防災訓練 の実施【再】	防災安全課

リスクシナリオ	2-2) 救助、救急、医療活動等の施設、関係者の絶対的不足、救急活動等の機能まひ	
現状・ぜい弱性評価（現在の 施策、事業の進捗状況等）	<p><医療救護活動体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立市医師会、歯科医師会、薬剤師会、東京都柔道整復師会多摩中央支部（以下「四師会」という。）と災害時応援協定を締結しているが、具体的な活動マニュアルが作成されていない。 ・発災時に医療機関及び医療従事者の被災を最小限にとどめ、業務を継続できるような取組みへの支援が必要である。 ・医薬品調達に関する活動等について、国立市薬剤師会とマニュアルを整備していく必要があるほか、医療救護所における災害救急医療薬品セットの充実を図る必要がある。 ・市内に病院が少ないため、重傷者の受入れ先を確保する必要がある。さらに、市内の救急車両は1台しかないため、負傷者の搬送については、民間事業者等の協力体制が必要である。 <p><要配慮者の避難支援体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時における要配慮者の避難支援や安否確認を行うための体制構築が必要である。 <p><地域における防災力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を低減させるため、行政の災害対応能力及び市民の防災力の向上に努めていく必要がある。 	
推進方針、方策、施策	<p>【医療救護活動体制の整備・連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療に関する活動マニュアルを作成するとともに訓練等を通じてマニュアルの更新、備蓄医薬品の更新を図っていく。 ・大規模地震を想定した市内医療機関等における事業継続計画（＝Business Continuity Planning）（以下「BCP」という。）の作成を支援する。 ・災害拠点病院等との連携を強化し、負傷者の搬送手段の確保及び搬送体制の整備を行うとともに、災害時に実効性のある通信網を整備していく。 ・立川消防署、立川警察署、自衛隊等の関係機関と連携を強化し、訓練等を重ねることで災害対応能力向上を図る。 	

	<p>【要配慮者の避難対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援体制の構築を図る。 <p>【防災意識の醸成・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業所等を対象とした防災訓練や出前講座等を実施することで防災意識を啓発し、地域防災力の向上を図る取組みを充実させる。 	
取り組むべき主な事業 主管課	災害時医療救護活動マニュアルの作成及び更新、訓練の実施	保健センター 防災安全課
	市内医療機関のBCPの作成支援	保健センター 防災安全課
	市医療救護活動拠点と災害拠点病院との災害時における通信手段の整備	保健センター 防災安全課
	医療救護活動で必要とする医療資機材等の充実及び更新管理	保健センター 防災安全課
	協定事業者等と連携した搬送体制の構築	保健センター 防災安全課
	要配慮者の避難支援事業【再】	福祉総務課 高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課 防災安全課
	自主防災組織の活動支援及び組織結成の促進	防災安全課
	関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施【再】	防災安全課

リスクシナリオ	2-3) 想定を超える多数かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）	<p><帰宅困難者の安全確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の運行停止に伴い、滞留者、帰宅困難者が多数発生する。 ・帰宅困難者一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として災害時応援協定を締結している施設はあるが、具体的な運営方法等がマニュアル化されていない。 <p><事業所への周知></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所従業員の一斉帰宅抑制、必要な物資の備蓄、情報伝達、帰宅時の支援等について、東京都と連携して周知していく必要がある。

<p>推進方針、方策、施策</p>	<p>【帰宅困難者の安全対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設として協力してもらえらる協定事業者の拡大に努めるとともにその開設及び運営について協議し、マニュアル作成に努める。 ・帰宅困難者への対応や一時滞在施設の運営についての訓練等を実施する。 ・帰宅困難者への情報提供体制を整備する。 ・各学校及び事業所に対し、児童、生徒や施設利用者、従業員等が3日程度の滞在が可能となるような備蓄に努めるよう周知する。 	
<p>取り組むべき主な事業 主管課</p>	<p>帰宅困難者支援計画の更新</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>事業所等における帰宅困難者対策の推進</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>東京都帰宅困難者対策条例の周知</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>協定事業者とのマニュアル作成</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>事業所のBCP作成支援</p>	<p>防災安全課</p>

<p>リスクシナリオ</p>	<p>2-4) 被災地における疫病・感染症等の発生</p>	
<p>現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）</p>	<p><保健予防活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時より、感染症の発生、蔓延を防ぐために予防接種の奨励、周知が必要である。 ・新型コロナウイルス感染症に対応した個別具体的な避難所開設、運営マニュアルがなく、避難所運営に係る市職員及び市民が感染症予防に関する知識をもって避難所開設当初から対策をとる必要がある。 ・感染症対策に必要な備蓄の充実を図り、更新管理していく必要がある。 ・医療や保健衛生の外部支援チームを円滑に受け入れる体制の構築が必要であり、災害時における防疫対策について、多摩立川保健所との連携協力が必要である。 <p><下水道施設の適正な維持管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害や水道供給停止により水洗トイレが使えなくなる可能性がある。 <p><避難所におけるペット対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットとの同行避難や避難所における適正な飼養について啓発するほか、平時から飼養動物の備蓄品の確保や同行避難についても啓発していく必要がある。 	

	<p><災害廃棄物の保管等></p> <p>災害廃棄物の仮置場等では、周辺環境への影響、作業員や近隣住民への健康影響等に対する予防措置が重要となるため、適切な安全対策及び適正に保管・処理等をしていく必要である。</p>
<p>推進方針、方策、施策</p>	<p>【保健予防活動体制の整備・連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生に伴う情報発信、注意喚起を行うとともに蔓延防止のための予防接種を奨励し、市民への周知を図る。 ・避難所における新型コロナウイルス感染症の対応指針に基づき、各避難所運営マニュアルを更新するとともに避難所運営委員会と協力し、地域と協働した訓練等を通じて、マニュアルの検証を行っていく。 ・避難所運営に関わる可能性のある市職員や市民に対して、避難所における感染症対策に必要な知識、技術の習熟を図る。 ・防疫活動に必要な資機材等の確保に努めるほか、多摩立川保健所をはじめとする関係機関との連携体制を整備していく。 ・災害時保健活動マニュアルを作成し、平時から訓練等を行うとともに、避難所運営委員会との連携について検討していく。 ・外部支援チームを円滑に受け入れる仕組みを整備するとともに、受援マニュアルを作成し、訓練等を通じて、その検証を行っていく。 <p>【下水道施設の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに下水道 BCP を常に最新の状態とし、災害時応援協定の手順を整備する。 ・水洗トイレが使えない場合におけるトイレの使用方法について市民に啓発するほか、仮設トイレの調達及び供給体制を整備する。 <p>【避難所におけるペット対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都獣医師会多摩西支部と連携し、避難所における適正な飼養について啓発を図る。また、飼養動物の備蓄品の確保や同行避難等についても訓練や出前講座等を通じて啓発を図る。 <p>【分散避難の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における三密を防ぐため、在宅避難や分散避難について、市民への周知を図る。 <p>【災害廃棄物処理体制の整備、連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩川衛生組合との災害時における連携を具体化するとともに、収集、処理委託業者との災害時の連絡体制を整備することによって、発災時における廃棄物処理への影響を最小限に留める。

取り組むべき主な事業 主管課	予防接種の勧奨、周知、実施	保健センター 子育て支援課
	避難所運営マニュアルの修正、更新	防災安全課
	避難所における感染症対策に関する研修及び周知	保健センター 防災安全課
	感染症対策用品の充実、更新管理、防疫用資機材の確保	防災安全課 保健センター
	災害時保健活動マニュアルの作成及び更新	防災安全課 保健センター
	受援マニュアルの作成及び訓練等による検証	防災安全課
	災害時におけるトイレの使用方法に関する周知や訓練等の実施	防災安全課
	下水道復旧における災害時応援体制の確保、協定事業者との連携	下水道課
	下水道 BCP の更新	下水道課
	東京都獣医師会多摩西支部との連携体制の整備	環境政策課 保健センター 防災安全課
	ペットの同行避難等の周知及び啓発	環境政策課 保健センター 防災安全課
	関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施【再】	ごみ減量課 防災安全課
	災害廃棄物の応急集積場所の設置方針の整備	ごみ減量課
	災害廃棄物処理計画の更新	ごみ減量課
災害廃棄物の処理先の確保	ごみ減量課	

【目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する】

リスクシナリオ	3-1) 職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下
現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）	<p><公共施設等の管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に避難所や活動拠点となる防災上重要な公共施設については、耐震診断及び耐震改修が済んでいる。 ・庁舎においては、非常用自家発電設備が整備されており、一部の執務室や設備に限り、電源が供給される（連続稼働時間約 7 2

	<p>時間)。</p> <p><市の災害対応力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員が迅速に災害応急業務を開始するほか、通常業務を継続または早期再開するため、市の BCP を市職員一人ひとりが習熟する必要がある。 ・大規模災害時においては、市職員だけでは災害応急業務を遂行していくことが困難であるため、協定事業者等からの応援や市民の自助、共助が必要である。 ・災害対策本部としての活動スペースが狭く、設備等についても充実を図っていく必要がある。 ・災害対応にあたる市職員に必要な食料や飲料水等の備蓄が十分でない。 				
<p>推進方針、方策、施策</p>	<p>【防災拠点としての整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な公共施設の設備等の適正な維持管理を計画的に進めるとともに、災害時に使用することを想定した整備を図る。 ・公立小中学校の校舎、体育館の非構造部材の耐震化を進め、公共施設の災害時における用途について定め、必要な設備の導入や更新をしていく。 ・災害対策本部となる庁舎については、非常用自家発電設備の適切な維持管理に努めるほか、本部機能を確保するために必要とするスペース及び必要な資機材等を整備していく。 <p>【市職員の災害対応能力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員の災害対応能力を向上させるため、BCP に基づく訓練等を実施していく。 ・BCP や各部署の業務マニュアルについては、電源供給断絶に伴うシステム停止等の様々な状況を踏まえたうえで、実効性のあるものに更新していく。 ・受援マニュアルを作成し、他自治体等からの応援人員を受け入れるための対策を推進する。 ・災害対応に従事する職員に必要な食料や飲料水等の確保に努める。 ・避難所運営においては、市民が主体的に運営できるように研修や訓練を実施する。 				
<p>取り組むべき主な事業 主管課</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="568 1809 1123 1951"> <p>災害時における活動スペース、災害対策本部スペースの確保及び資機材等の整備</p> </td> <td data-bbox="1123 1809 1401 1951"> <p>総務課 施設所有課 防災安全課</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1951 1123 1998"> <p>公共施設の更新、再整備、非構造部材の耐</p> </td> <td data-bbox="1123 1951 1401 1998"> <p>建築営繕課</p> </td> </tr> </table>	<p>災害時における活動スペース、災害対策本部スペースの確保及び資機材等の整備</p>	<p>総務課 施設所有課 防災安全課</p>	<p>公共施設の更新、再整備、非構造部材の耐</p>	<p>建築営繕課</p>
<p>災害時における活動スペース、災害対策本部スペースの確保及び資機材等の整備</p>	<p>総務課 施設所有課 防災安全課</p>				
<p>公共施設の更新、再整備、非構造部材の耐</p>	<p>建築営繕課</p>				

	震化【再】	
	非常用自家発電設備の適切な維持管理	総務課
	電源供給を絶たれた場合の業務マニュアル等の整備、訓練等による検証、更新	システム保有課
	市 BCP 等の習熟及び訓練等による市 BCP の検証、更新	防災安全課 活動マニュアル作成課
	受援マニュアルの作成及び訓練等による検証【再】	防災安全課
	防災意識の啓発、防災教育、各種防災訓練の実施【再】	防災安全課
	避難所運営の訓練等の実施	防災安全課
	市職員用備蓄食料の確保及び更新管理	防災安全課

【目標 4 必要不可欠な情報機能、通信機能、情報サービスは確保する】

リスクシナリオ	4-1) 必要不可欠な情報収集、発信の不備、遅滞、テレビ・ラジオ放送の中断により、市民の避難行動や救助が遅れる、必要な者に伝達できない事態
現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）	<p><情報収集・発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び情報提供する体制や情報伝達手段（防災行政無線、くにたちメール配信、SNS 等）を多様化させるとともに、より円滑に情報提供できるように平時から訓練等を重ねて提供体制を向上、改善させていく必要がある。 ・情報提供にあたっては、誰もがわかりやすい表現を用いるほか、要配慮者の様々なニーズに対応するなど、的確に情報提供することが必要である。 ・停電等に伴うシステム停止によって情報発信断絶とならないように非常用電源を確保しておく必要がある。 ・既存システム（メール配信、SNS 等）が停止した場合を想定した情報提供の仕組みが必要である。
推進方針、方策、施策	<p>【情報提供手段の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の仕組みや情報提供に関する訓練等を通じて、既存の体制や情報提供ツールの改善に取り組み、新たなツールの導入を検討する。 ・要配慮者の個別ニーズに対応するなど、的確に情報伝達するため、情報伝達の改善に取り組む。 ・災害対策本部となる庁舎のほか、医療救護所や避難所について

	<p>も通信手段が確保されるように非常用電源の確保やインターネット環境の整備に向けて取り組む。</p> <p>【情報提供体制の強化】</p> <p>・情報提供後に、地域で情報共有が図れるよう、自治会、町内会や自主防災組織等において、共助の仕組みを検討するとともに、避難所が情報提供の場となるように訓練等を重ねて避難所運営マニュアルの実用性を向上させる。</p>	
<p>取り組むべき主な事業 主管課</p>	SNS の活用、改善（多言語対応等）	<p>広報担当 防災安全課</p>
	市ホームページのアクセス集中対策(キャッシュサイトの構築)	<p>広報担当 防災安全課</p>
	情報発信体制の強化、発信ツールの多様化 【再】	<p>広報担当 防災安全課</p>
	多言語対応を含む新たな情報発信ツール等の検討【再】	<p>広報担当 防災安全課</p>
	非常用自家発電設備の適切な維持管理 【再】	<p>総務課</p>
	再生可能エネルギーシステムの活用	<p>環境政策課</p>
	やさしい日本語による情報発信【再】	<p>まちの振興課</p>
	防災意識の啓発、防災教育、各種防災訓練の実施【再】	<p>防災安全課</p>
	避難所運営の訓練等の実施【再】	<p>防災安全課</p>
	関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施【再】	<p>広報担当 防災安全課</p>

【目標5 経済活動を機能不全に陥らせない】

<p>リスクシナリオ</p>	<p>5-1) エネルギー供給の停止や物流ルートの途絶によるサプライチェーン寸断等による企業の生産力低下</p>
<p>現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）</p>	<p><事業所等の防災体制></p> <p>・協定事業者を主として、事業所等の BCP 策定が推進されるよう働きかけが必要である。</p> <p><道路等の整備></p> <p>・物流ルートを途絶させないために道路機能の維持、橋りょう等の整備を図っていく必要がある。</p> <p>・道路の被害状況等を把握するための体制整備や通行可能ルートに関する情報を収集し情報提供するため、国、東京都、他自治</p>

	<p>体、立川警察署、立川消防署等と連携について調整しておく必要がある。</p> <p><停電時の対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電時における電源確保のほか、公共施設や住宅、事業所等において再生可能なエネルギー利用を促進していく必要がある。 	
<p>推進方針、方策、施策</p>	<p>【事業所等のBCP作成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等が災害時に自らの被害を軽減できるよう、防災体制の整備を支援し、BCP作成を促進する。 <p>【災害に強いまちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路や橋りょうの整備を図るとともに、災害時輸送道路沿道の建築物等の耐震化やブロック塀等の倒壊防止、無電柱化を推進する。さらに、居住者の避難経路となる生活道路の整備を推進する。 ・災害時における円滑な輸送を確保し、通行可能なルートを選定するため、道路状況等の情報を収集、提供、共有できる体制と仕組みを整備する。 ・市災害対策本部、避難所等の防災拠点施設を連絡する道路網を国、東京都や関係機関と連携し確保する。 <p>【再生可能エネルギー設備等の導入推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーシステムの活用について、市民への普及啓発を進めるとともに公共施設への導入について検討する。 <p>【ライフライン事業者との連携体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかな復旧を可能にするため、ライフライン事業者や協定事業者との連携体制の強化を図る。 	
<p>取り組むべき主な事業 主管課</p>	<p>事業所のBCP作成支援【再】</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>都市計画道路、災害輸送道路等の整備【再】</p>	<p>都市計画課 道路交通課</p>
	<p>道路、橋りょうの老朽化対策、整備</p>	<p>道路交通課</p>
	<p>災害時輸送道路等沿道の建築物の耐震化【再】</p>	<p>都市計画課</p>
	<p>狭あい道路の拡幅整備【再】</p>	<p>道路交通課 南部地域まちづくり課</p>
	<p>ブロック塀等の撤去助成事業【再】</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>生垣化助成事業【再】</p>	<p>環境政策課</p>
	<p>無電柱化の推進【再】</p>	<p>道路交通課</p>
	<p>再生可能エネルギーシステムの活用【再】</p>	<p>環境政策課</p>

	物資調達体制の整備、スキームの確立	防災安全課
	物資調達システムの活用・習熟	防災安全課
	関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施【再】	道路交通課 防災安全課

【目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる】

リスクシナリオ	6-1) 電気・ガス・上下水道の施設、設備の破損による供給、機能停止
現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）	<p><公共施設等の管理></p> <ul style="list-style-type: none"> 地震や集中豪雨等による災害や施設の老朽化等による事故発生及び機能停止のリスク低減を図る必要がある。 <p><下水道 BCP の強化等></p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時では、停電に伴う水道供給停止により下水が使用できないことや、下水道施設の被害が想定されるため、仮設トイレの調達及び配置について、円滑に活動できるような連携体制を協定事業者と整備しておく必要がある。 大規模災害時におけるし尿処理及び収集運搬や仮設トイレの調達等について、北多摩二号水再生センター及び協定事業者との連携体制の整備が必要である。 避難所に設置しているマンホールトイレの維持管理に努めるとともに、使用方法を訓練や出前講座の機会に周知し、市民が使用できるようにしておく必要がある。 <p><停電時の対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 停電時における電源確保のほか、公共施設や住宅、事業所等において再生可能なエネルギーの利用を促進していく必要がある。 <p><電力・ガス施設等との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> 安定的な供給を求めるほか、早期の復旧を可能にするため、ライフライン事業者や協定事業者との連携体制の強化を図る。
推進方針、方策、施策	<p>【防災拠点としての整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災上重要な公共施設の設備等の適正な維持管理を計画的に進めるとともに、災害時に使用することを想定した整備を図る。 公立小中学校の校舎、体育館の非構造部材の耐震化を進め、公共施設の災害時における用途について定め、必要な設備の導入や更新をしていく。 災害対策本部となる庁舎については、非常用自家発電設備の適切な維持管理、様々な手段によるエネルギーの確保に努めるほ

	<p>か、本部機能を確保するために必要とするスペース及び必要な資機材等を整備していく。</p> <p>【下水道施設の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の安全性を確保するため、公共下水道ストックマネジメント計画により、計画的かつ効率的に改築及び更新を推進していく。 ・下水道 BCP、国立市公共下水道事業計画の更新を図ることで、ハード面及びソフト面からの対策を推進していく。 ・災害時におけるし尿処理体制を整備し、更新していくとともに、協定事業者と連携した訓練を継続して取り組んでいく。 ・マンホールトイレの維持管理、他施設への設置を検討していくほか、設置場所や使用方法について周知を図るとともに継続して訓練を実施していく。 ・下水道施設の復旧活動及び仮設トイレの調達等、供給に関し、協定事業者と連携した活動について継続して取り組んでいく。 <p>【再生可能エネルギー設備等の導入推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーシステムの活用について、市民への普及啓発を進めるとともに、公共施設への導入について検討する。 <p>【ライフライン事業者との連携体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン事業者に対し、供給施設等の耐震性及び災害対応力の向上について要請する。 ・ライフライン事業者や協定事業者との連携を具体化するほか、新たな協定締結を検討することで、発災時におけるエネルギー、ライフラインの確保に努めていく。 	
<p>取り組むべき主な事業 主管課</p>	<p>公共施設の更新、再整備、非構造部材の耐震化【再】</p>	<p>建築営繕課</p>
	<p>非常用自家発電設備の適切な維持管理【再】</p>	<p>総務課</p>
	<p>下水道施設の維持管理、改築、更新</p>	<p>下水道課</p>
	<p>雨水管の整備、雨水浸透施設の設置助成及び指導【再】</p>	<p>下水道課</p>
	<p>下水道 BCP の更新【再】</p>	<p>下水道課</p>
	<p>市 BCP の更新【再】</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>マンホールトイレの維持管理、設置場所の検討、使用方法の習熟</p>	<p>下水道課 防災安全課</p>
	<p>再生可能エネルギーシステムの活用【再】</p>	<p>環境政策課</p>
	<p>関係機関との連携強化、研修や訓練の実施【再】</p>	<p>防災安全課 下水道課</p>

		ごみ減量課
--	--	-------

リスクシナリオ	6-2) 地域における交通ネットワークが分断する事態	
現状・ぜい弱性評価 (現在の施策、事業の進捗状況等)	<道路等の整備> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時輸送道路等の機能を有する都市計画道路の整備が遅れている。 ・道路境界が未確定の箇所も多くあり、迅速な復旧を阻害する。 ・緊急車両の通行ルートや支援物資の輸送ルートについて、円滑に情報共有するため、関係機関との連携強化が必要である。 ・J R南武線と道路との立体交差化による踏切の解消と、南部地域と北部地域をつなぐ道路の整備が必要である。 	
推進方針、方策、施策	【災害に強いまちづくりの推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備を図るとともに、災害時輸送道路沿道の建築物等の耐震化やブロック塀等の倒壊防止、無電柱化を推進する。 ・災害時輸送道路の障害物除去等の応急措置及び応急復旧作業を速やかに実施するための体制を整備する。 【交通環境による防災機能の向上】 <ul style="list-style-type: none"> ・J R南武線の踏切対策として、J R南武線の立体交差化を促進し、都市計画道路をはじめ、交差する道路整備を推進する。 	
取り組むべき主な事業 主管課	都市計画道路、災害時輸送道路等の整備 【再】	都市計画課 道路交通課
	狭あい道路の拡幅整備【再】	道路交通課 南部地域まちづくり課
	災害時輸送道路等沿道の建築物の耐震化	都市計画課
	地籍調査事業の推進	道路交通課
	無電柱化の推進【再】	道路交通課
	関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施【再】	道路交通課 防災安全課 ごみ減量課
	がれきの応急集積場所の設置方針の整備	ごみ減量課
	J R南武線連続立体交差事業	南部地域まちづくり課

【目標7 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない】

リスクシナリオ	7-1) 地震に伴う大規模火災の発生
現状・ぜい弱性評価 (現在の)	<密集市街地の防災対策>

<p>施策、事業の進捗状況等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地域等を含む市街地の大規模な火災を未然に防ぐため、延焼防止に関する取組みを推進していく必要がある。 ・消防活動に必要な消防水利を充実させる必要がある。 <p><地域における防災力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出火防止や初期消火対策を強化していく必要がある。 ・地域の防災組織による地域防災力を高めていく必要がある。 <p><文化財の防災対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史的な資源である文化財の防火対策等を推進していく必要がある。 	
<p>推進方針、方策、施策</p>	<p>【オープンスペース等の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延焼遮断の機能も持つ都市計画道路等の整備を図るとともに、延焼防止のためのオープンスペース（公園・グラウンド・農地・緑地等）の維持管理、確保に努めていく。 <p>【出火防止対策・延焼拡大防止対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における火災被害を軽減するため、火災リスクの高い地域を中心として、立川消防署等や消防団等と協力し、火災予防に関する支援を行う。 ・公共施設の新設や開発行為等に併せて消防水利の充実を図る。 <p>【防災意識の醸成・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅内火災抑制のため、住宅用消火器や感震ブレーカー等の防災機器の普及啓発に努め、火災予防活動を推進していく。 ・立川消防署との連携を強化し、訓練等を重ねることで市の災害対応能力の向上を図るとともに地域の防災組織の育成に努める。 <p>【文化財の防災対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市及び文化財所有者は自動火災報知機、消火設備等の防災設備の整備に努めるほか、初期消火活動が適切に行われるように訓練等を実施していく。 	
<p>取り組むべき主な事業 主管課</p>	<p>オープンスペースの維持管理、確保【再】</p>	<p>政策経営課 道路交通課 環境政策課 南部地域まちづくり課</p>
	<p>都市計画道路、災害輸送道路等の整備【再】</p>	<p>都市計画課 道路交通課</p>
	<p>消防水利の整備、維持管理【再】</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>消防団の活動備品の充実、活動マニュアルの作成及び更新【再】</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>住宅用火災警報器の設置、交換の広報【再】</p>	<p>防災安全課</p>

	住宅用消火器、感震ブレーカーの設置助成事業の普及啓発【再】	防災安全課
	文化財所有者における防災設備等の整備、文化財を対象とした消火訓練等の実施	生涯学習課 防災安全課
	関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施【再】	防災安全課
	自主防災組織の活動支援及び組織結成の促進【再】	防災安全課
	防災意識の啓発、防災教育、各種防災訓練の実施【再】	防災安全課

リスクシナリオ	7-2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通まひ	
現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）	<p><道路等の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時輸送道路等の機能を有する都市計画道路の整備が遅れており、さらに、狭あい道路や災害時輸送道路沿道の建築物等（ブロック塀含む。）が倒壊することで緊急車両が通行困難になる可能性がある。 ・道路の被害状況等を把握するための体制整備や通行可能ルートに関する情報を収集し情報提供するため、国、東京都、他自治体、立川警察署、立川消防署等との連携について調整しておく必要がある。 ・沿線、沿道の建築物倒壊等によって、市内の信号機が停止した場合における交通規制措置や被災区域への流入規制等について、立川警察署、道路管理者と連携体制を整備していく必要がある。 ・J R南武線と道路との立体交差化による踏切の解消と、南部地域と北部地域をつなぐ道路の整備が必要である。 	
推進方針、方策、施策	<p>【災害に強いまちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備を図るとともに、災害時輸送道路沿道の建築物等の耐震化やブロック塀等の倒壊防止、無電柱化を推進する。 ・交通規制が必要な状況に備え、立川警察署、道路管理者との連携体制を構築する。 <p>【交通環境による防災機能の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J R南武線の踏切対策として、J R南武線の立体交差化を促進し、都市計画道路をはじめ、交差する道路整備を推進する。 	
取り組むべき主な事業	都市計画道路、災害時輸送道路の整備【再】	都市計画課

主管課		道路交通課
	交通規制の対象となる道路等の把握	道路交通課 防災安全課
	災害時輸送道路等沿道の建築物の耐震化【再】	都市計画課
	無電柱化の推進【再】	道路交通課
	関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施【再】	防災安全課
	J R 南武線連続立体交差事業【再】	南部地域まちづくり課

リスクシナリオ	7-3) 避難所やプレハブ等の生活により、被災者の健康状態が悪化する事態	
現状・ぜい弱性評価 (現在の施策、事業の進捗状況等)	<p><保健予防活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における衛生環境を確保するため、感染症対策、感染症対策用品の充実を図る必要がある。 ・避難所運営マニュアルに基づく訓練等を実施し、円滑に運営できるような体制を整備する必要がある。 ・災害関連死を抑制するため、避難所や応急仮設住宅等での避難生活を送っている避難者の健康状態を把握し、必要な支援を行えるよう保健師等の専門職による巡回健康相談等の保健予防活動を実施できるような仕組みの整備が必要である。 	
推進方針、方策、施策	<p>【保健予防活動体制の整備・連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の衛生環境を確保するため、感染症対策に必要な備蓄の充実を図る。 ・避難所における新型コロナウイルス感染症の対応指針に基づき、各避難所マニュアルを更新するとともに、避難所運営委員会と協力し、地域と協働した訓練を重ね、改善を図っていく。 ・災害時保健活動マニュアルを作成し、平時から訓練等を行うとともに、避難所運営委員会との連携について検討していく。 ・避難所運営については、多様性をもった視点で備蓄を充実するとともにマニュアルの改善を図る。 	
取り組むべき主な事業 主管課	避難所運営マニュアルの修正、更新【再】	防災安全課
	避難所における感染症対策に関する研修及び周知【再】	保健センター 防災安全課
	福祉避難所の拡充・連携強化	高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課

		防災安全課
	感染症対策用品の充実、更新管理、防疫用資機材の確保【再】	防災安全課 保健センター
	関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施【再】	防災安全課 保健センター
	災害時保健活動マニュアルの作成及び更新【再】	防災安全課 保健センター

【目標 8 地域社会・経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する】

リスクシナリオ	8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）	<p><災害廃棄物処理体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設は、災害廃棄物とともに通常ごみの処理をしなければならないため、焼却処理を担う多摩川衛生組合と連携体制の強化を図るとともに、災害時においても環境センターの機能が確保できるように設備の維持管理を徹底する必要がある。 ・災害廃棄物の仮置場等にもなるオープンスペース（公園・グラウンド・農地・緑地等）の確保が必要である。 ・災害廃棄物の収集運搬体制及び処理先の確保が必要である。 ・災害廃棄物発生抑制のため、民間の特定建築物や住宅の耐震化については、国立市耐震改修促進計画に基づき進めている。 	
推進方針、方策、施策	<p>【災害廃棄物処理体制の整備、連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩川衛生組合との災害時における連携を具体化するとともに、収集、処理委託業者との災害時の連絡体制を整備することによって、発災時における廃棄物処理への影響を最小限に留める。 ・市内オープンスペース等の実態を把握し、災害時の一時利用について検討し必要に応じて協定等を締結する。なお、オープンスペース等の活用は他用途の優先度を考慮して決定する。 ・国立市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑な処理を行うための実施体制を整備するほか、訓練等を実施することにより、実効性の高い計画にしていく。 <p>【災害に強いまちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の住宅等の耐震化補助事業の活用、更なる耐震化対策を促進していく。 	
取り組むべき主な事業 主管課	関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施【再】	ごみ減量課 防災安全課
	災害廃棄物の応急集積場所の設置方針の	ごみ減量課

	整備【再】	
	災害廃棄物処理計画の更新【再】	ごみ減量課
	災害廃棄物の処理先の確保【再】	ごみ減量課
	民間の木造戸建、共同住宅の耐震化、耐震化支援【再】	都市計画課

リスクシナリオ	8-2) 復旧・復興を担う人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ	
現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）	<p><地域コミュニティの取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、地域のつながりの希薄化に拍車がかかっているため、地域コミュニティにおける重要な役割を担う自治会、町内会の組織や活動を維持、強化し、コミュニティ力を向上させるとともに、地域で積極的に活動する場を整備していく。 <p><災害ボランティア等の受入体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの育成及び登録を推進し、発災時に直ちに活動できるように災害ボランティアセンターを開設する国立市社会福祉協議会との連携体制を整備していく必要がある。 ・協定自治体、協定事業者及び関係機関との連携体制の整備、受援体制の整備が必要である。 	
推進方針、方策、施策	<p>【防災意識の醸成・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する各種イベントや地域コミュニティ活動に防災を位置づけ、日常から市民の自助、共助、防災意識の向上を図る。 ・多様な主体の協働による取組みや地域資源（人材・物資・資金・情報）を効果的に活用したコミュニティ活動を促進するほか、地域防災活動を継続し、自治会、町内会等の活動を支援していく。 ・活動拠点となるコミュニティ施設の機能について、充実を図る。 <p>【災害ボランティア等の受入体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立市社会福祉協議会との協定に基づく連携体制の整備を図るとともに、災害ボランティアセンターの活動マニュアルの更新や訓練支援に取り組んでいく。 ・災害時における復旧復興業務は、市職員のみでは対応できないことが想定されることから、受援マニュアルを作成し、他自治体等からの応援人員を受け入れるための対策を推進していく。 ・新たな災害時応援協定の締結を検討するほか、災害応急復旧業務の円滑な実施体制も整備していく。 	
取り組むべき主な事業	自治会、町内会の維持、活動の活性化	まちの振興課
主管課	自主防災組織の活動支援及び組織結成の	防災安全課

	促進【再】	
	防災意識の啓発、防災教育、各種防災訓練の実施【再】	防災安全課
	コミュニティ施設機能の充実	まちの振興課
	関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施【再】	防災安全課
	災害ボランティアセンターの活動に関するマニュアルの及び訓練支援	防災安全課 福祉総務課
	受援マニュアルの作成及び訓練等による検証【再】	防災安全課 職員課

リスクシナリオ	8-3) 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ
現状・ぜい弱性評価（現在の施策、事業の進捗状況等）	<p><地域コミュニティの取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、地域のつながりの希薄化に拍車がかかっているため、地域コミュニティにおける重要な役割を担う自治会、町内会の組織や活動を維持、強化し、コミュニティ力を向上させるとともに、地域で積極的に活動する場を整備していく。 <p><被災者の生活再建支援等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建や住宅復興を迅速かつ円滑に行うため、東京都や関係機関と連携し、り災証明書の発行、応急仮設住宅の確保等の支援体制を整備する必要がある。 ・災害時における復旧復興業務は、市職員のみでは対応できないことが想定されることから、受援マニュアルを作成し、他自治体等からの応援人員を受け入れるための対策を推進していく。 <p><災害時における防犯体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時は、避難所や避難地域に空き巣や暴行、傷害行為等が発生するなど、被災地全体の治安が悪化する可能性があることから、立川警察署を中心とした関係機関と連携し、災害時における地域の防犯体制の整備を図る必要がある。 <p><災害ボランティア等の受入体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの育成及び登録を推進し、発災時に直ちに活動できるように災害ボランティアセンターを開設する国立市社会福祉協議会との連携体制を整備していく必要がある。
推進方針、方策、施策	<p>【地域資源の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体の協働による取組みや地域資源（人材・物資・資金・情報）を効果的に活用したコミュニティ活動を促進するほか、地域防災活動を継続し、自治会、町内会等の活動を支援していく。また、活動拠点となるコミュニティ施設の機能について、充実を

	<p>図る。</p> <p>【復旧・復興体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家被害認定調査に従事する市職員の育成や被災者生活再建支援システムの操作研修等を実施していくとともに、り災証明書を速やかに発行できる体制を構築する。 ・東京都や関係機関と連携し、応急仮設住宅等の供給に関する計画について検討していく。 ・災害時における復旧復興業務は、市職員のみでは対応できないことが想定されることから、受援マニュアルを作成し、他自治体等からの応援人員を受け入れるための対策を推進していく。 <p>【地域における防犯体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営について、防犯対策の視点を取り入れ修正を行うほか、被災等に伴う治安の悪化や被災後の混乱に乗じた犯罪を防ぐための知識や意識向上の取組みを推進する。 <p>【災害ボランティア等の受入体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立市社会福祉協議会との協定に基づく連携体制の整備を図るとともに、災害ボランティアセンターの活動マニュアルの更新や訓練支援に取り組んでいく。 ・新たな災害時応援協定の締結を検討するほか、災害応急復旧業務の円滑な実施体制も整備していく。 	
<p>取り組むべき主な事業 主管課</p>	<p>自治会、町内会の維持、活動の活性化【再】</p>	<p>まちの振興課</p>
	<p>自主防災組織の活動支援及び組織結成の促進【再】</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>防災意識の啓発、防災教育、各種防災訓練の実施【再】</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>コミュニティ施設機能の充実【再】</p>	<p>まちの振興課</p>
	<p>関係機関等との連携強化、研修や訓練の実施【再】</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>避難所運営マニュアルの修正、更新【再】</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>受援マニュアルの作成及び訓練等による検証【再】</p>	<p>防災安全課 職員課</p>
	<p>被災者生活再建支援のための体制整備、システムの運用</p>	<p>防災安全課 市民課 課税課</p>
	<p>災害復興計画の更新【再】</p>	<p>都市計画課 防災安全課</p>
	<p>応急仮設住宅の建設候補地等の検討</p>	<p>都市計画課</p>
	<p>市民の自主的な防犯活動の推進支援</p>	<p>防災安全課</p>
	<p>災害ボランティアセンターの活動に関する</p>	<p>防災安全課</p>

	マニュアルの及び訓練支援【再】	福祉総務課
--	-----------------	-------

6. 計画の推進

6-1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、分野別の個別計画に基づく取組みによって推進していくほか、全庁横断的な体制のもと計画を推進していく必要があることから、国立市基本構想及び基本計画における施策体系と関連して一体的に推進していく。

また、「地域の強靱化」に向けて、国や都、民間事業者、市民等との連携協力を促進するとともに地域コミュニティの形成を支援し、お互いに不足する部分を補うなど、平時から関係性の構築を進め、効果的な施策の実施に努める。

6-2) 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、国立市基本構想及び基本計画に定める施策の業績指標をもって国土強靱化に向けた施策の進捗状況とあわせて把握するとともに、市総合防災計画をはじめとする分野別の個別計画と連携しながら取組の効果を検証することにより進行管理を行う。

6-3) 国の補助金、交付金

国立市では、国土強靱化を進めるにあたり国の交付金・補助金を活用している事業がある。

国の交付金・補助金に関連して取組む事業については、年度ごとに新規事業の掲載等があることを考慮し、本計画とは別に資料「国土強靱化に資する国立市の事業及び活用する交付金・補助金一覧」を作成し、必要に応じて適宜更新していくものとする。

7. 業績指標（KPI）一覧

	業績指標	現状値（年度）	目標値（年度）
1-1	住宅・建築・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生		
	住宅の耐震化率	84.9% (2014年)	おおむね 100% (2027年)
	小・中学校の校舎非構造部材（天井材、照明器具）耐震化の割合	27.3% (2018年)	81.8% (2027年)
	都市計画道路の整備率	38.2% (2018年)	40.0% (2027年)
	狭あい道路拡幅整備の申請件数	2件 (2018年)	38件 (2027年)
	空き家率	14.8% (2018年)	14.8% (2027年)
1-2	密集市街地、木造住宅密集地域や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生		
	自主防災組織数	26組織 (2018年)	34組織 (2027年)
	市民の防災訓練参加者数	2,781人 (2018年)	3,200人 (2027年)
1-3	風水害による広域かつ長期的な市街地等の浸水、洪水等による死傷者の発生		
1-4	土砂災害等による死傷者の発生		
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		
	雨水浸透ますの設置数（累計）	17,117基 (2018年)	26,400基 (2027年)
	防災対策をしていない市民の割合	23.4% (2018年)	18.0% (2027年)
	福祉活動に取り組んでいる市民の割合	12.7% (2018年)	18.0% (2027年)
	くにたちメール登録者数	6,887人 (2018年)	7,500人 (2027年)
	言語間・国際文化間の違いにより不便を感じている市民の割合	4.2% (2019年)	3.2% (2027年)
2-1	被災地での食料・飲料水、生命に関わる物資供給の長期停止		
	市において備蓄している食料の数	75,720食 (2018年)	102,052食 (2027年)

3-1	職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
	地震や災害が起こった時に生命や財産が守られると思う市民の割合	31.5% (2018年)	40.0% (2027年)
4-1	必要な情報収集、発信の不備、遅滞、テレビ・ラジオ放送の中断等により、市民の避難行動や救助が遅れる、必要な者に伝達できない事態		
	くにたちメール登録者数【再】	6,887人 (2018年)	7,500人 (2027年)
	入手したい市政情報が十分に公開されていると思う市民の割合	21.2% (2018年)	25.5% (2027年)
5-1	エネルギー供給の停止や物流ルートの途絶によるサプライチェーン寸断等による企業の生産力低下		
	都市計画道路の整備率【再】	38.2% (2018年)	40.0% (2027年)
	狭あい道路拡幅整備の申請件数【再】	2件 (2018年)	38件 (2027年)
6-1	電機・ガス・上下水道の施設、設備の破損による供給、機能停止		
	南部地域（分流区域）における雨水管整備率 （雨水管整備面積／分流区域面積（95.66ha）×100）	56.6% (2018年)	68.0% (2027年)
	公共下水道管の改築・更新率 （改築・更新延長／公共下水道管延長（218.76km）×100）	0% (2018年)	26.9% (2027年)
	重要路線の地震対策率 （重要路線の地震対策延長／重要路線の延長（26km）×100）	58.5% (2018年)	100% (2023年)
6-2	地域における交通ネットワークが分断する事態		
	J R南武線連続立体交差事業に伴う市街地整備の事業化進捗率	0% (2019年)	81.5% (2027年)
7-1	地震に伴う大規模火災の発生		
	都市計画道路の整備率【再】	38.2% (2018年)	40.0% (2027年)
	農地面積の減少率	2.60% (2018年)	1.97% (2027年)
	自主防災組織数【再】	26組織 (2018年)	34組織 (2027年)

	市民の防災訓練参加者数【再】	2,781 人 (2018 年)	3,200 人 (2027 年)
7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通まひ		
	住宅の耐震化率【再】	92.2% (2018 年)	おおむね 100% (2027 年)
	都市計画道路の整備率【再】	38.2% (2018 年)	40.0% (2027 年)
	J R 南武線連続立体交差事業に伴う市街整備の事業化進捗率【再】	0% (2019 年)	81.5% (2027 年)
7-3	避難所やプレハブ等の生活により、被災者の健康状態が悪化する事態		
	地震や災害が起こった時に生命や財産が守られると思う市民の割合	31.5% (2018 年)	40.0% (2027 年)
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	住宅の耐震化率【再】	92.2% (2018 年)	おおむね 100% (2027 年)
	公共下水道管の改築・更新率 (改築・更新延長 / 公共下水道管延長 (218.76km) × 100)	0% (2018 年)	26.9% (2027 年)
	総資源化率	36.9% (2018 年)	44.2% (2027 年)
8-2	復旧・復興を担う人材不足による復旧・復興の大幅な遅滞		
8-3	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅滞		
	自主防災組織数【再】	26 組織 (2018 年)	34 組織 (2027 年)
	市民の防災訓練参加者数【再】	2,781 人 (2018 年)	3,200 人 (2027 年)
	自治会・町内会加入率 自治会・町内会加入世帯数 / 全世帯数	29.2% (2018 年)	36.5% (2027 年)
	コミュニティ施設利用者数	170,871 人 (2018 年)	190,000 人 (2027 年)
	何らかの防犯対策をとっている市民の割合	83.0% (2018)	87.0% (2027 年)

8. 関連する計画

事前に備えるべき目標	計画
①市民の命を守る	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立市総合防災計画 ● 国立市都市計画マスタープラン ● 地域交通計画 ● 国立市耐震改修促進計画 ● 国立市減災対策アクションプラン ● 国立市公共施設等総合管理計画 ● 国立市学校施設整備基本方針 ● 公共施設保全計画 ● 公共施設再編計画 ● 国立市道路等長期修繕計画 ● 国立市下水道プラン 2020 ● 国立市緑の基本計画 ● 国立市第二次地域福祉計画 ● 国立市地域包括ケア計画 ● しょうがいしゃ計画
②救助・救急、医療活動等が迅速におこなわれる	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立市総合防災計画【再】 ● 国立市都市計画マスタープラン【再】 ● 地域交通計画【再】 ● 国立市耐震改修促進計画【再】 ● 国立市減災対策アクションプラン【再】 ● 国立市道路等長期修繕計画【再】 ● 備蓄計画 ● 国立市下水道プラン 2020【再】 ● 国立市第二次地域福祉計画【再】 ● 国立市地域包括ケア計画【再】 ● 国立市しょうがいしゃ計画【再】 ● 帰宅困難者支援計画
③必要不可欠な行政機能は確保する	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立市総合防災計画【再】 ● 国立市事業継続計画（地震編） ● 国立市新型インフルエンザ等対策行動計画・業務継続計画 ● 国立市公共施設等総合管理計画【再】 ● 公共施設保全計画【再】 ● 公共施設再編計画【再】
④必要不可欠な情報機能、通信機能、情報サービスは確保する	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立市総合防災計画【再】 ● 国立市公共建築物環境配慮整備方針

	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立市域地球温暖化対策アクションプラン
⑤経済活動を機能不全に陥らせない	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立市総合防災計画【再】 ● 国立市都市計画マスタープラン【再】 ● 地域交通計画【再】 ● 国立市耐震改修促進計画【再】 ● 国立市減災対策アクションプラン【再】 ● 国立市道路等長期修繕計画【再】
⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立市総合防災計画【再】 ● 国立市公共施設等総合管理計画【再】 ● 国立市学校施設整備基本方針【再】 ● 公共施設保全計画【再】 ● 公共施設再編計画【再】 ● 国立市道路等長期修繕計画【再】 ● 地域交通計画【再】 ● 国立市下水道プラン 2020【再】 ● 国立市南部地域整備基本計画 ● 国立市公共建築物環境配慮整備方針【再】 ● 国立市域地球温暖化対策アクションプラン【再】
⑦二次災害の抑制、制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立市総合防災計画【再】 ● 第五次男女等・男女共同参画推進計画 ● 国立市都市計画マスタープラン【再】 ● 地域交通計画【再】 ● 国立市耐震改修促進計画【再】 ● 国立市減災対策推進アクションプラン【再】 ● 国立市道路等長期修繕計画【再】 ● 国立市南部地域整備基本計画【再】 ● 国立市緑の基本計画【再】
⑧地域社会、経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立市総合防災計画【再】 ● 国立市災害廃棄物処理計画 ● 国立市耐震改修促進計画【再】 ● 国立市第二次地域福祉計画【再】

【参考文献】

「国立市第5期基本構想第2次基本計画」

「国立市総合防災計画」 2015 国立市防災計画

「統計くになち」 2020 国立市

「東京都地域防災計画（地震版）」 東京都防災計画

「日本の気候変動 2020—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書—」（詳細版） 文部科学省及び気象庁
 東京都防災ホームページ <http://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/index.html>
 気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

【用語解説】

用語	説明
一時滞在施設	帰宅困難者が帰宅可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設。
雨水流出抑制施設	市街化が進み、雨水が地中にしみ込む面積が少なくなると、短時間に多量の雨水が流れ出て水害を発生させたり、湧水や井戸等が枯渇することが考えられる。このため、浸透ますや浸透トレンチ等の雨水を地下に浸透させる施設をいう。
延焼遮断（帯）	大地震等において市街地大火を阻止する機能を有する道路、鉄道、公園、学校等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物による構成される帯状の不燃空間。
応急仮設住宅	災害救助法第4条に基づき東京都が設置する簡易な住宅。災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保することができない者に対して、一時的な居住の安定を図ることを目的としている。
感震ブレーカー	地震発生後における電気火災を防ぐために設置する器具であり、一定のゆれを感知すると、ブレーカーを落とすもの。分電盤に設置するものやコンセントに設置するものなど多くの種類がある。
帰宅困難者	滞留者のうち、徒歩により帰宅できない者。東京都被害想定では、自宅まで10km以下の者は全員が帰宅できるものとし、1km増すごとに帰宅可能者が10%ずつ低減し、20km以遠の者は帰宅困難としている。
狭あい道路	幅員4m未満の道路。災害時の消防・救急活動や応急物資の搬送等の妨げになるばかりか、日常の日照や通風など生活環境上も整備が望まれる道路。
国立市避難所運営マニュアル	国立市避難所運営ガイドラインに基づき、各避難所においてあらかじめ具体的な運営方法を取りまとめたもの。平成25（2013）年度にすべての避難所で作成された。
災害拠点病院	都は、災害時において主に重傷者の治療等を行う病院を東京都災害拠点病院として指定している。

用語	説明
災害時輸送道路	東京都の緊急輸送ネットワークおよび総合防災計画で位置づけた災害対策本部、避難所、給水所等の防災拠点施設を連絡する路線として選定された道路。
在宅避難	災害が発生したときに、自分を含めた家族にケガがなく、住宅にも危険な損傷がない場合、自宅で避難生活を送ること。住み慣れた家で暮らすことにより、ストレスが減り、心身の健康を保ちやすくなるメリットがある。
事業継続計画	災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針及び手段を定めた計画。 Business Continuity Planning(BCP)
自主防災組織	大規模な災害が発生した際、地域の住民が的確に行動し、被害を最小限に防ぐために、地域住民により自主的に結成された組織。
滞留者	地震発生時に通勤、通学、私事等により市外から国立市を訪問している者。
同行避難	災害時に自宅等に留まることが危険だと判断した際に、人とペット双方の被害を避けるためにペット連れて行う避難行動のこと。
土砂災害（特別）警戒区域	がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じる恐れがある地域のこと。その区域の中でも建物等に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがある区域が土砂災害特別警戒区域に指定される。
内水氾濫	市街地に排水能力を超える大雨が降り、排水が雨量に追いつかず建物や土地が水に浸かる現象。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。避難行動要支援者名簿に登録される対象者となる。
福祉避難所	高齢者や障害者などの要配慮者の方にきめ細かな支援を行うため、協定に基づき、災害発生時に民間社会福祉施設等に要配慮者の受入れについて要請し、開設する施設のこと。
分散避難	小中学校などの避難場所以外の安全な親戚、知人宅やホテル・旅館等に避難すること。
マンホールトイレ	汚水受入れますと公共下水道に接続した下水道管を設置することにより、汚水を水とともに公共下水道に流下させる施設。災害時には便座や仮囲いを設置し、仮設トイレとして使用することができる。
要配慮者	発災前の備え、災害時の避難行動、避難後の生活などの各段階にお

	いて特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、しょうがいしゃ、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定。
--	---

令和4年（2022年）6月策定

くにたち国土強靱化地域計画

編集・発行 国立市行政管理部防災安全課
東京都国立市富士見台2-47-1
電話 042-576-2111（代表）

【別紙資料】 国土強靱化に資する国立市の事業及び活用する国の交付金・補助金一覧

(令和4年4月現在。実施予定の事業も含む)

	交付金・補助金	国立市の事業	備考
1	学校施設環境改善交付金	国立市立学校給食センター整備運営事業	令和3年度～令和6年度 (予定)
2	学校施設環境改善交付金	第二小学校改築事業	令和4年度～令和8年度
3	次世代育成支援対策施設交付金	矢川複合施設建設工事業	令和3年度～令和4年度 ○矢川児童館新設 ○子育て広場新設 ○幼児教育センター新設 ※通常整備事業分
4	無電柱化推進事業補助	無電柱化推進計画事業	○東1号線 令和5年度～令和7年度 ○都市計画道路3・4・8号線 令和8年度～令和12年度
5	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	令和4年度に2050年を見据えた地域再エネ導入目標を策定するための調査実施
6	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金	市内建築物耐震化促進事業	
7	浸水対策に係る個別補助事業補助金	国立市公共下水道ストックマネジメント計画事業	令和2年度～令和6年度 ○管路施設の改築 ○ポンプ場設備の改築